

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年6月15日提出
【計算期間】	第23特定期間(自 平成28年9月21日至 平成29年3月21日)
【ファンド名】	グローバル3資産ファンド
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、G20 債券マザーファンド、グローバル好利回り株式マザーファンド、新興国高配当株式マザーファンドおよびグローバル・リート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）を組み入れることにより、実質的に、世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式、債券および不動産投信であり、ファンドの収益はそれぞれの市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	---------	---

一部の組入マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ(投資信託証券への投資を目的とする投資信託)の投資形態で行うため、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、ファンド・オブ・ファンズの性質を有します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投 信)資産配分固定 型))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		

資産配分固定型 資産配分変更型				
--------------------	--	--	--	--

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成17年9月30日	信託契約締結、設定、運用開始。
平成25年12月20日	投資対象マザーファンドについて、「グローバル好利回り債券マザーファンド」から「G20債券マザーファンド」に変更するとともに、「新興国高配当株式マザーファンド」を追加。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、グローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

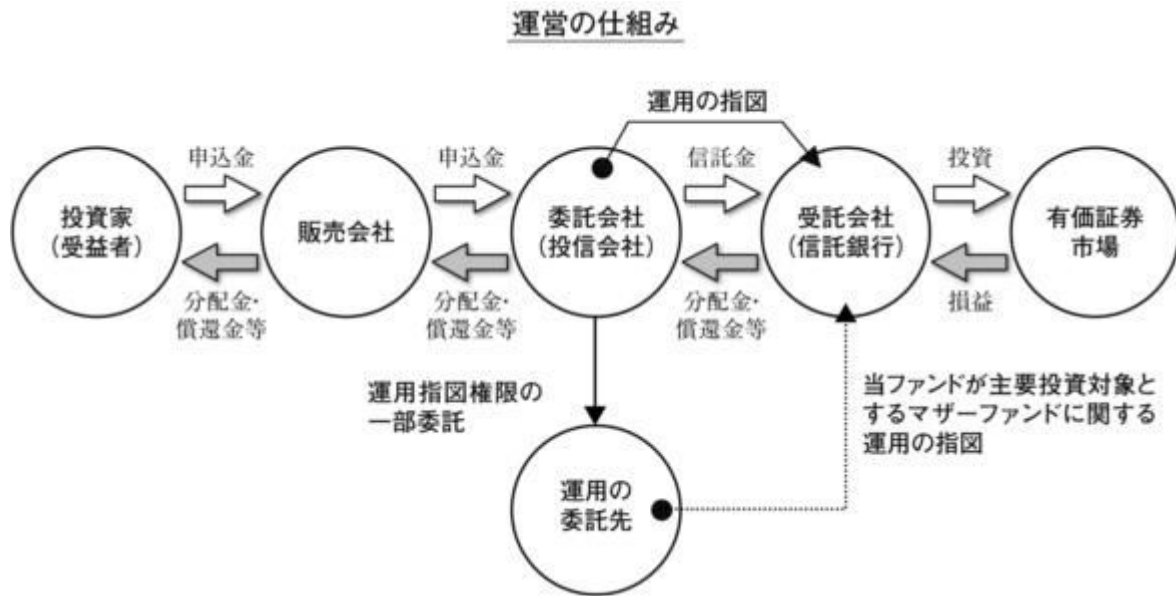
名称：BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.^{*1}

役割：当ファンドが主要投資対象とするグローバル・リート・マザーファンドに関する資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用の指図を行います。

運用委託先を、以下「BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ^{*2}」ということがあります。なお、将来、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。

*1 平成29年6月1日付で、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーデルラント・エヌ・ブイから社名変更されています。

- * 2 平成29年6月1日付で、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループから名称変更されています。



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成29年 4月28日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年 7月15日	三生投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	証券投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年 2月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年 1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成25年 4月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

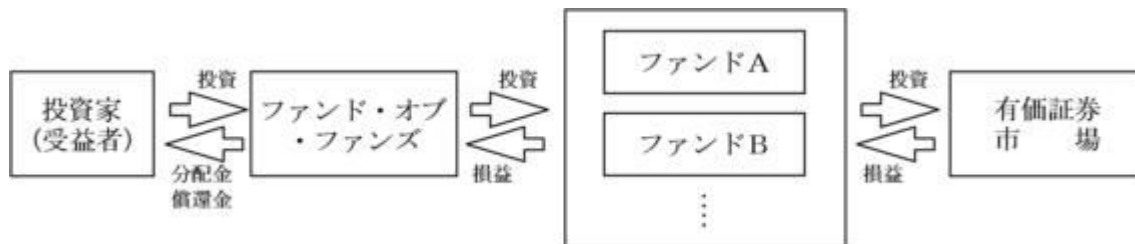
（平成29年 4月28日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- (イ) 世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の3つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
- (ロ) 債券、株式、リートへの投資割合は、1：1：1を基本とします。
- (ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

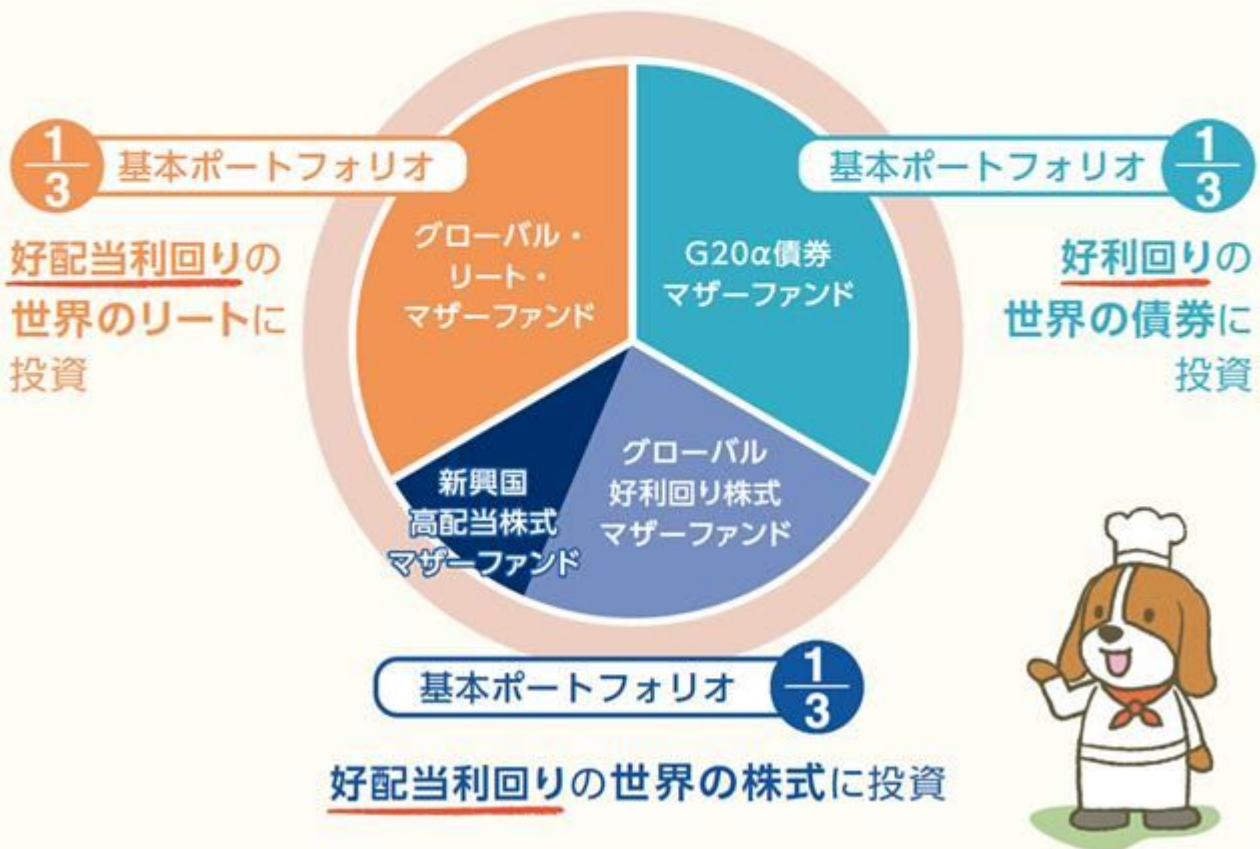
世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の3つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。

- 各資産は、好利回りに着目して運用します。
- 実際の運用は、マザーファンドへの投資を通じて行います。

2

債券、株式、リートへの投資割合は、1:1:1を基本とします。

▶ 3資産に分散投資を行いながらファンドの安定的な成長を目指します。



※新興国株式への投資は、世界の株式部分の1/3程度を基本とします。（2017年4月現在のものであり、今後変更される場合があります。）

3

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 原則として安定した分配を目指します。
- 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



*上の図は分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

*「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

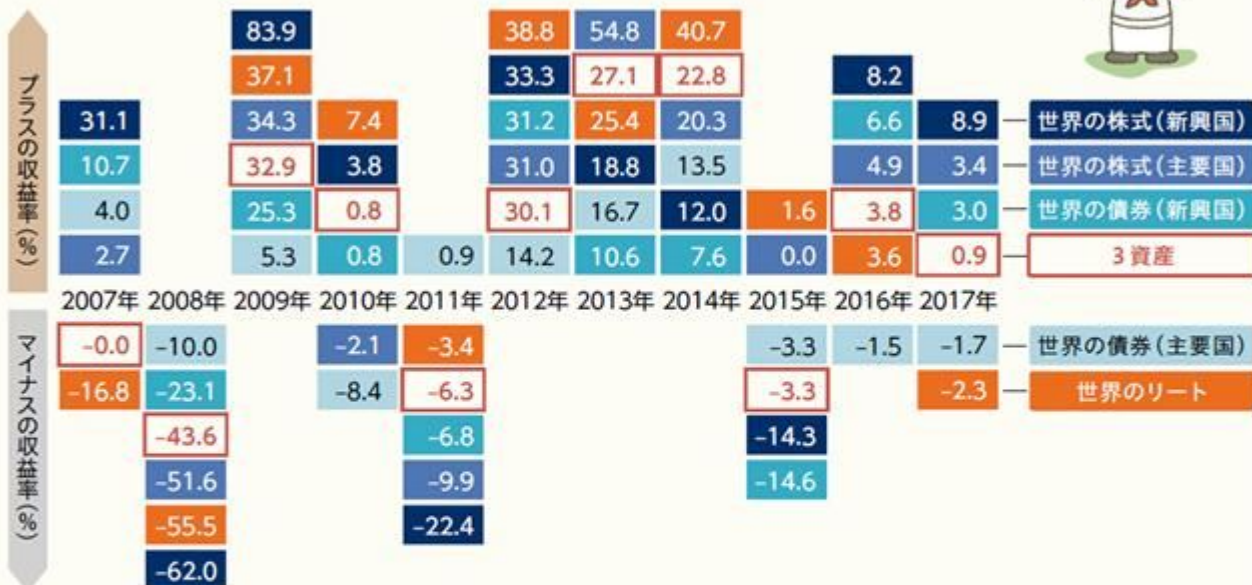
■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



3つの異なる資産に分散投資

■世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の3つの異なる資産に分散投資を行い、ファンドの安定的な成長を目指します。

〔各資産と「3資産」の年間収益率の推移〕



(注1)「3資産」は「世界の債券」、「世界の株式」、「世界のリート」を1/3ずつとし、さらに「世界の債券」、「世界の株式」は、それぞれ(主要国):(新興国)の比率を2:1とします。収益率は委託会社が試算したものであり、実際のファンドの収益率とは異なります。

(注2)「世界の債券(主要国)」はシティ世界国債インデックス(円ベース)、「世界の債券(新興国)」はJPモルガン・GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)、「世界の株式(主要国)」はMSCIワールド・インデックス(円ベース)、「世界の株式(新興国)」はMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)、「世界のリート」はS&P先進国REIT指数(円ベース)の年間収益率を使用。

(注3)2017年は1月～4月までの収益率にて算出。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、過去のデータを基に委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

〔 基準価額の推移 〕



(注1) データは2005年9月30日(設定日)～2017年4月28日。

(注2) 分配金再投資基準価額、基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

(注3) 分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

※グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

〔 各投資対象資産の利回り水準 〕



(注1) データは2017年4月末。

(注2) ワンプレートランチ世界の債券は「G20α債券マザーファンド」のポートフォリオの最終利回り、ワンプレートランチ世界(新興国含む)の株式は「グローバル好利回り株式マザーファンド」のポートフォリオの予想配当利回りと「新興国高配当株式マザーファンド」のポートフォリオの予想配当利回りを2:1の比率で加重平均したもの、ワンプレートランチ世界のリートは「グローバル・リート・マザーファンド」のポートフォリオの予想配当利回り。各利回りは、各マザーファンドの組入銘柄の利回りを現金を含む純資産総額対比で加重平均して算出しています。ワンプレートランチ3資産はそれぞれの資産に1/3ずつ投資した場合の利回りであり、実際のファンドの利回りとは異なります。

(注3) 世界の債券はシティ世界国債インデックスの最終利回り、世界の株式はMSCI ワールド・インデックス、世界のリートはS&P 先進国REIT指数の配当利回り。世界の3資産はそれぞれの資産に1/3ずつ投資した場合の利回り。

(出所) FactSet等のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、過去のデータを基に委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

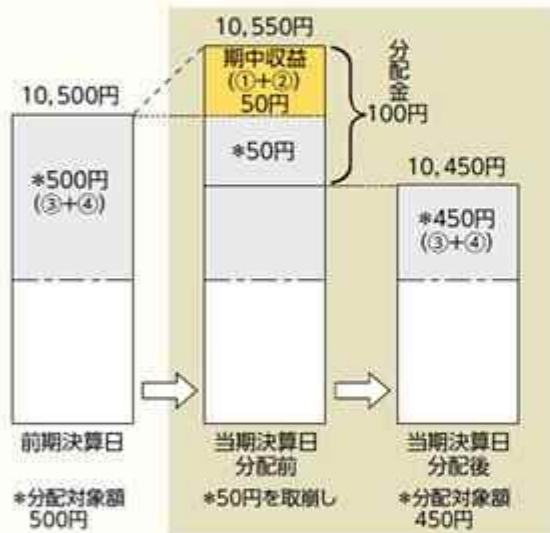
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



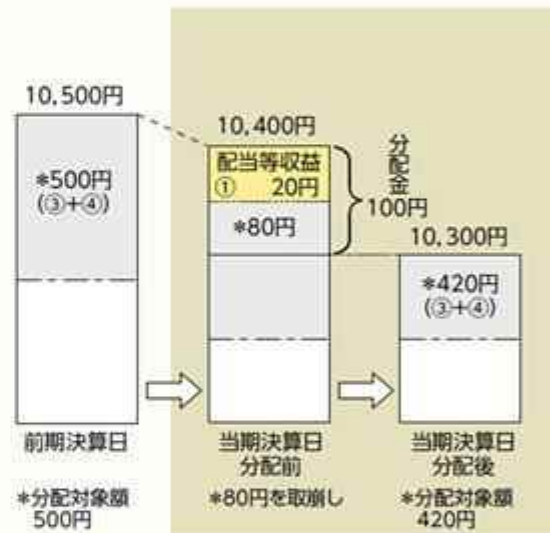
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は「非課税扱い」となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画(Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行(Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって

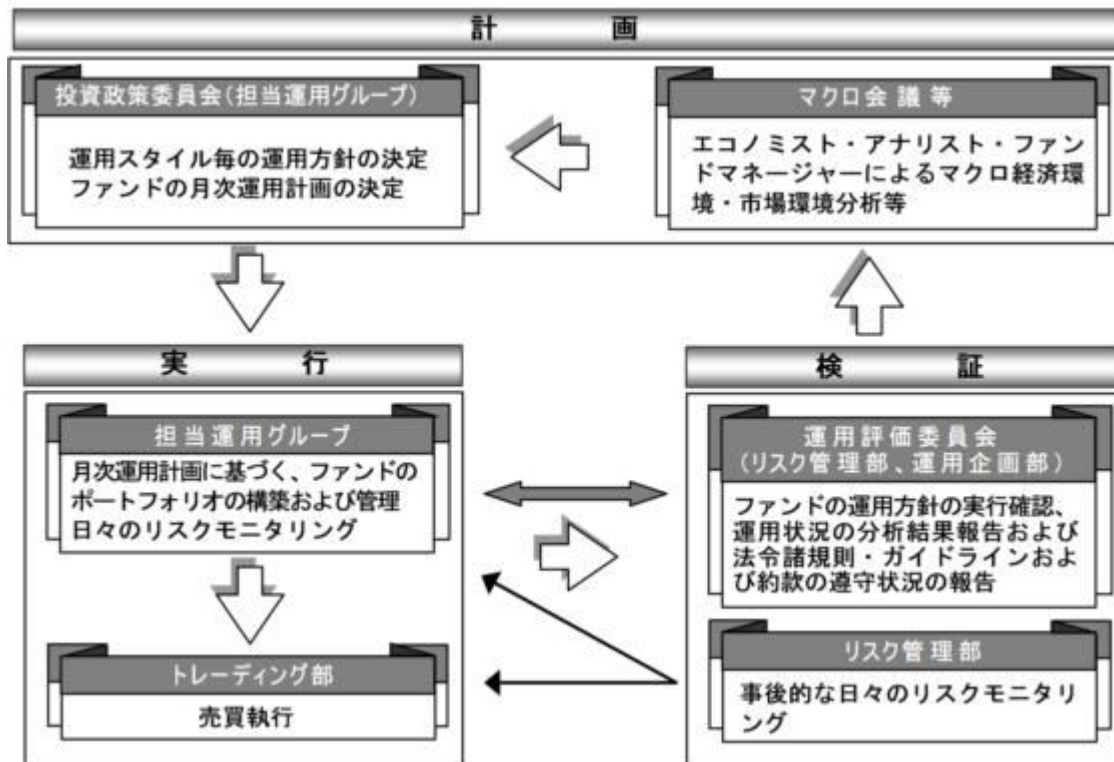
売買を執行します。

（八）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は12名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

〔グローバル・リート・マザーファンドの運用体制について〕

ファンドの主要投資対象の一つであるグローバル・リート・マザーファンドの運用は、運用の委託先であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.が、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用、運用状況の報告などを行います。）。

なお、BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.は、リート取引に関して、北米銘柄の選定についてはJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクの助言を受け、またアジア・オセアニア地域の銘柄選定については三井住友アセットマネジメント株式会社の助言を受けます。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用の委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用の委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

〔参考情報〕BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの運用体制

BNPパリバ・アセットマネジメント・グループでは、不動産はローカルな資産クラスであり、不動産関連有価証券投資には現地市場の知識が必要であると考えています。各国・地域のきめ細かいリサーチを実施することが、良好なリターンを獲得するための重要なプロセスであると考え

ております。

また運用手法は、トップダウンとボトムアップを組み合わせた投資プロセスを堅持しています。トップダウンのパートでは、ポートフォリオの国別配分を決定します。国別配分戦略の決定に際しては、配当利回りの水準、その水準の予想持続可能性、為替見通し、十分な分散の実現度合い等が重要なファクターとなります。ボトムアップのパートでは、個別銘柄のポートフォリオへの組入れを決定します。個々のリートは、経営陣の強さ、不動産ポートフォリオのクオリティ、財務の健全性、証券の流動性などによって詳細な個別銘柄の分析を行います。

- 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。
運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。
運用委託先管理委員会において運用委託先との契約について年1回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ホ 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）

との合計額について、当該外貨建資産の対円で為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

へ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(G20 債券マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を含む世界のソブリン債券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ロ 投資態度

(イ) 主として、日本を含む世界のソブリン債券に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

1. G20 構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。
2. 投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に

投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。

ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。

- (ロ) 投資対象国と通貨別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案し決定します。
- (ハ) 保有する債券の平均格付けは、原則として、B B B 格相当以上とします。ただし、市場環境によってはB B B 格相当を下回る場合があります。
- (ニ) 市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを

いい、有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ニ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(グローバル好利回り株式マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

世界の主要国の上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 世界の主要国の上場株式を主要投資対象とします。
- (ロ) 主要国の好配当銘柄に分散投資を行い、配当収入等による安定収益に加え、中長期的な信託財産の成長を狙います。
配当利回りと増配期待に着目した銘柄選定を行います。
- (ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG20 債券マザーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG20 債券マザーファンドが投資対象とする有価証券に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG20 債券マザーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ト) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(新興国高配当株式マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

新興国の高配当株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として、新興国の高配当株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

(ロ) 銘柄選定にあたっては企業収益の成長性や財務健全性に加え、配当余力や配当政策などを勘案し、投資を行います。

(ハ) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG20 債券マザーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG20 債券マザーファンドが投資対象とする有価証券に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG20 債券マザーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（グローバル・リート・マザーファンド）

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。以下同じ。）しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- (ロ) 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率^{*}の高い銘柄を中心に分散投資します。
* 賃貸事業収入比率：「賃貸事業収入 ÷ 営業収益」（実績ベース）
賃貸事業収入比率は、賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合のことで、この比率が高いほど、安定的な配当原資を確保していると考えられます。賃貸事業収入比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループが分析した数値によって計算されたものを使用します。
- (ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。
- (ニ) BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.に資金配分（為替取引を含む）およびリートの運用指図に関する権限を委託します。
- (ホ) なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号に投資します。ただし、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができますものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 主要投資対象とするリート、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- (八) リートへの投資割合には、制限を設けません。
- (二) 同一銘柄のリートへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ホ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落す

る要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ト) 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(チ) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(リ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

[参考情報] BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの運用リスク管理体制

- ・ BNPパリバ・アセットマネジメント・グループのリスク管理は、様々なレベルで行われます。ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオのポジションを毎日チェックし、戦略的トップダウン・ポリシーと整合性が取れているかどうか、また、運用ガイドラインで許容された範囲におさまっているかを確認します。
- ・ ポートフォリオの運用リスクをマルチ・ファクター・モデルによる要因分析によって、正確に把握します。また、運用実績の要因分析によって、リスクとリターンの整合性もチェックします。
- ・ 運用ガイドラインとの整合性を分析・管理するシステムにより、遵守すべき運用ガイドラインと実際のポートフォリオの運用状況を運用部門だけでなく、リスク管理部門およびコンプライアンス部門も監視します。
- ・ リスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ポートフォリオが運用ガイドラインで許容されている配分からの逸脱を発見した場合には、運用部門に投資一任契約の規程に従って、逸脱を解消する行動を取るよう指示します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

【ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、3.24%（税抜き

3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.512%（税抜き1.4%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします（投資対象とするリートにおいても、運用報酬等の負担があります。）。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分に対して	年0.700%	年0.650%	年0.05%
50億円以上100億円未満の部分に対して	年0.675%	年0.675%	年0.05%
100億円以上300億円未満の部分に対して	年0.650%	年0.700%	年0.05%
300億円以上500億円未満の部分に対して	年0.625%	年0.725%	年0.05%
500億円以上の部分に対して	年0.600%	年0.750%	年0.05%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の報酬には、グローバル・リート・マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受ける投資顧問会社の報酬（ファンドに組み入れられている当該マザーファンドの評価額に対して上限年0.5%）が含まれております。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利

息は、信託財産中から支弁します。

- 八 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、八にかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

リートを主要投資対象とするマザーファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、マザーファンドの約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリートの銘柄や構成比は流動的となります。

リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。

したがって、委託会社において、マザーファンドが組み入れる様々なリートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および投資対象のリートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

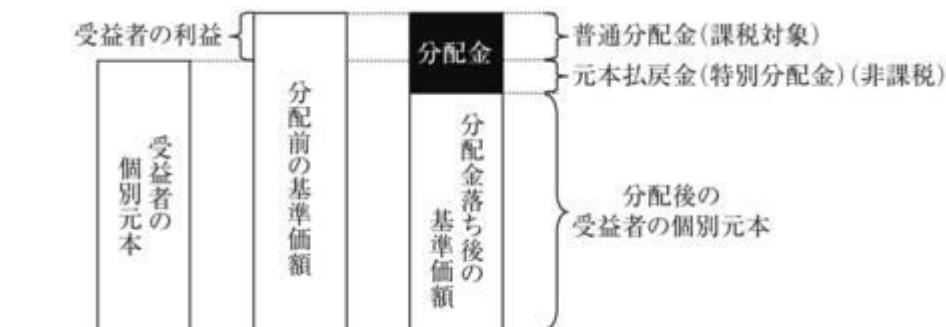
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分がありません。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません(約款規定なし)。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成29年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

グローバル3資産ファンド

平成29年 4月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	41,185,197,862	97.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,164,031,995	2.75
合計(純資産総額)		42,349,229,857	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル3資産ファンド

イ 主要投資銘柄

平成29年 4月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	6,017,617,381	2.2425	13,494,506,976	2.2730	13,678,044,307	32.30
日本	親投資信託受益証券	G20 債券マザーファンド	9,797,350,882	1.3154	12,887,435,350	1.3414	13,142,166,473	31.03
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	4,877,074,163	1.8587	9,065,017,746	1.9377	9,450,306,605	22.32
日本	親投資信託受益証券	新興国高配当株式マザーファンド	4,891,689,537	0.9614	4,702,870,320	1.0047	4,914,680,477	11.61

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

平成29年 4月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.25
合計	97.25

【投資不動産物件】

グローバル3資産ファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

グローバル3資産ファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

グローバル3資産ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定4期 (平成19年 9月20日)	372,640,923,842	393,746,600,028	10,480	11,270
特定5期 (平成20年 3月21日)	299,426,090,652	307,067,661,135	8,258	8,467
特定6期 (平成20年 9月22日)	274,064,071,307	281,452,053,619	8,036	8,246
特定7期 (平成21年 3月23日)	149,839,314,936	156,771,894,917	4,604	4,814
特定8期 (平成21年 9月24日)	182,851,730,218	189,629,750,304	5,720	5,930
特定9期 (平成22年 3月23日)	169,734,655,083	176,243,488,580	5,632	5,842
特定10期 (平成22年 9月21日)	150,277,828,412	156,340,794,716	5,386	5,596
特定11期 (平成23年 3月22日)	131,289,450,740	136,779,619,637	5,259	5,469
特定12期 (平成23年 9月20日)	105,028,375,160	109,949,860,808	4,726	4,936
特定13期 (平成24年 3月21日)	101,545,093,541	105,845,470,890	5,279	5,489
特定14期 (平成24年 9月20日)	83,006,647,407	85,099,044,802	5,127	5,247
特定15期 (平成25年 3月21日)	90,088,698,382	91,881,744,130	6,355	6,475
特定16期 (平成25年 9月20日)	82,197,260,265	83,793,112,088	6,454	6,574

特定17期	(平成26年 3月20日)	73,776,029,454	75,201,121,593	6,527	6,647
特定18期	(平成26年 9月22日)	73,047,942,904	74,323,687,237	7,209	7,329
特定19期	(平成27年 3月20日)	66,460,704,614	67,578,257,146	7,561	7,681
特定20期	(平成27年 9月24日)	53,437,190,076	54,426,136,172	6,747	6,867
特定21期	(平成28年 3月22日)	49,580,255,193	50,498,259,858	6,622	6,742
特定22期	(平成28年 9月20日)	43,796,336,763	44,670,147,803	6,139	6,259
特定23期	(平成29年 3月21日)	42,936,964,872	43,754,737,481	6,561	6,681
	平成28年 4月末日	48,935,126,245		6,602	
	5月末日	48,334,591,003		6,571	
	6月末日	45,263,593,008		6,217	
	7月末日	46,467,933,069		6,431	
	8月末日	45,365,866,758		6,326	
	9月末日	43,966,342,204		6,182	
	10月末日	43,230,619,796		6,136	
	11月末日	44,031,328,676		6,318	
	12月末日	45,309,962,095		6,607	
	平成29年 1月末日	43,556,213,445		6,500	
	2月末日	43,275,528,372		6,554	
	3月末日	42,652,303,218		6,557	
	4月末日	42,349,229,857		6,567	

【分配の推移】

グローバル3資産ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定4期	平成19年 3月21日～平成19年 9月20日	800
特定5期	平成19年 9月21日～平成20年 3月21日	210
特定6期	平成20年 3月22日～平成20年 9月22日	210
特定7期	平成20年 9月23日～平成21年 3月23日	210
特定8期	平成21年 3月24日～平成21年 9月24日	210
特定9期	平成21年 9月25日～平成22年 3月23日	210
特定10期	平成22年 3月24日～平成22年 9月21日	210
特定11期	平成22年 9月22日～平成23年 3月22日	210
特定12期	平成23年 3月23日～平成23年 9月20日	210
特定13期	平成23年 9月21日～平成24年 3月21日	210
特定14期	平成24年 3月22日～平成24年 9月20日	120
特定15期	平成24年 9月21日～平成25年 3月21日	120
特定16期	平成25年 3月22日～平成25年 9月20日	120
特定17期	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	120
特定18期	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	120
特定19期	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	120

特定20期	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	120
特定21期	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	120
特定22期	平成28年 3月23日～平成28年 9月20日	120
特定23期	平成28年 9月21日～平成29年 3月21日	120

【収益率の推移】

グローバル3資産ファンド

	収益率（％）
特定4期	4.2
特定5期	19.2
特定6期	0.1
特定7期	40.1
特定8期	28.8
特定9期	2.1
特定10期	0.6
特定11期	1.5
特定12期	6.1
特定13期	16.1
特定14期	0.6
特定15期	26.3
特定16期	3.4
特定17期	3.0
特定18期	12.3
特定19期	6.5
特定20期	9.2
特定21期	0.1
特定22期	5.5
特定23期	8.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

グローバル3資産ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定4期	179,498,027,580	6,591,245,266
特定5期	25,591,812,570	18,599,284,173
特定6期	2,352,605,686	23,883,026,798

特定7期	2,293,828,096	17,913,906,923
特定8期	3,169,528,349	8,905,832,253
特定9期	1,517,774,884	19,823,102,216
特定10期	1,168,511,860	23,535,456,362
特定11期	936,638,343	30,318,091,959
特定12期	848,605,663	28,253,956,120
特定13期	647,079,029	30,534,304,110
特定14期	492,456,754	30,942,580,487
特定15期	386,313,230	20,518,191,497
特定16期	326,628,193	14,724,102,519
特定17期	282,777,413	14,621,832,362
特定18期	283,768,974	11,984,153,804
特定19期	192,133,413	13,625,640,234
特定20期	163,522,288	8,851,753,822
特定21期	141,955,794	4,474,072,250
特定22期	150,653,172	3,685,336,844
特定23期	122,823,555	6,021,476,978

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

G 2 0 債券マザーファンド

平成29年 4月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	2,355,186,448	17.92
	ブラジル	1,358,641,414	10.34
	イタリア	1,130,379,079	8.60
	日本	1,097,962,500	8.35
	インドネシア	701,864,696	5.34
	イギリス	630,768,788	4.80
	メキシコ	542,431,464	4.13
	ポーランド	501,314,560	3.81
	ロシア	489,020,000	3.72
	フランス	466,260,086	3.55
	スペイン	457,263,771	3.48
	ドイツ	395,220,335	3.01
	マレーシア	375,456,611	2.86
	タイ	273,151,162	2.08

	ベルギー	178,755,277	1.36
	オーストラリア	98,015,100	0.75
	シンガポール	57,725,982	0.44
	デンマーク	45,638,125	0.35
	フィリピン	43,292,530	0.33
	スウェーデン	34,170,425	0.26
	カナダ	12,463,676	0.09
	小計	11,244,982,029	85.56
地方債証券	カナダ	285,609,666	2.17
特殊債券	国際機関	1,190,896,078	9.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		420,768,146	3.21
合計(純資産総額)		13,142,255,919	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		806,461,500	6.13
	売建		1,415,263,300	10.76

グローバル好利回り株式マザーファンド

平成29年 4月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	4,235,720,555	43.83
	イギリス	663,575,085	6.87
	スイス	627,458,219	6.49
	ドイツ	597,592,225	6.18
	日本	528,244,800	5.47
	カナダ	522,033,042	5.40
	フランス	371,584,785	3.85
	スペイン	341,142,225	3.53
	オランダ	266,956,156	2.76
	オーストラリア	214,510,941	2.22
	ジャージー	214,409,731	2.22
	アイルランド	200,717,937	2.08
	ノルウェー	161,678,296	1.67
	香港	152,039,387	1.57
	キュラソー	121,595,454	1.26
	スウェーデン	87,942,748	0.91
	ケイマン諸島	76,254,750	0.79

	ベルギー	74,685,300	0.77
	シンガポール	41,190,142	0.43
	小計	9,499,331,778	98.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		164,561,312	1.70
合計(純資産総額)		9,663,893,090	100.00

新興国高配当株式マザーファンド

平成29年 4月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	台湾	723,423,632	14.72
	中国	506,099,022	10.30
	韓国	451,230,566	9.18
	ブラジル	370,581,844	7.54
	香港	355,064,996	7.22
	インド	325,298,204	6.62
	メキシコ	283,386,047	5.77
	タイ	281,881,912	5.74
	マレーシア	218,650,844	4.45
	インドネシア	163,670,976	3.33
	ロシア	149,697,561	3.05
	トルコ	144,061,071	2.93
	ポーランド	134,345,228	2.73
	南アフリカ	128,222,256	2.61
	チリ	121,037,947	2.46
	チェコ	110,489,013	2.25
	ケイマン諸島	88,126,896	1.79
	フィリピン	52,626,432	1.07
	バミューダ	43,970,234	0.89
	小計	4,651,864,681	94.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		263,042,306	5.35
合計(純資産総額)		4,914,906,987	100.00

グローバル・リート・マザーファンド

平成29年 4月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	43,639,736,831	37.77
	オーストラリア	20,431,467,991	17.68

	フランス	15,995,063,367	13.84
	日本	14,929,895,800	12.92
	イギリス	5,444,169,412	4.71
	スペイン	3,063,536,112	2.65
	オランダ	2,992,305,046	2.59
	カナダ	2,401,422,334	2.08
	シンガポール	2,315,818,456	2.00
	香港	1,586,568,555	1.37
	小計	112,799,983,904	97.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,741,035,871	2.37
合計(純資産総額)		115,541,019,775	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

G20 債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成29年 4月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25	8,100,000	13,879.94	1,124,275,925	13,932.11	1,128,501,467	6.250	2023/8/15	8.59
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10	29,000,000	3,507.95	1,017,307,947	3,490.68	1,012,298,219	10.000	2021/1/1	7.70
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125	4,550,000	15,009.36	682,926,305	15,088.48	686,526,273	6.125	2027/11/15	5.22
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 6	2,460,000	22,035.74	542,079,258	21,974.29	540,567,743	6.000	2028/12/7	4.11
ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.25	16,000,000	3,132.92	501,268,736	3,133.21	501,314,560	5.250	2020/10/25	3.81
日本	国債証券	第157回利付国債 (20年)	530,000,000	93.03	493,090,800	94.18	499,180,500	0.200	2036/6/20	3.80
ロシア	国債証券	RUSSIA-OFZ 7.6	250,000,000	194.53	486,325,000	195.60	489,020,000	7.600	2022/7/20	3.72
国際機関	特殊債券	INT BK RECON&DEV 2.25	4,200,000	11,250.72	472,530,618	11,289.68	474,166,581	2.250	2021/6/24	3.61
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOV'T 8.375	50,000,000,000	0.90	453,600,000	0.91	457,800,000	8.375	2026/9/15	3.48
日本	国債証券	第158回利付国債 (20年)	450,000,000	98.17	441,778,500	99.38	447,232,500	0.500	2036/9/20	3.40
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5	1,970,000	20,218.44	398,303,400	20,061.94	395,220,335	5.500	2031/1/4	3.01
マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.418	15,000,000	2,488.53	373,280,901	2,503.04	375,456,611	3.418	2022/8/15	2.86
国際機関	特殊債券	ASIAN DEV BANK 6.45	200,000,000	176.25	352,503,120	176.05	352,102,920	6.450	2021/8/8	2.68
イタリア	国債証券	BTPS 4.5	2,460,000	14,321.45	352,307,672	14,273.83	351,136,346	4.500	2023/5/1	2.67
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10	10,000,000	3,497.05	349,705,991	3,463.43	346,343,195	10.000	2023/1/1	2.64
イタリア	国債証券	BTPS 1.45	2,500,000	12,326.21	308,155,415	12,303.01	307,575,335	1.450	2022/9/15	2.34
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.85	2,000,000	15,274.59	305,491,881	15,242.20	304,844,125	5.850	2022/1/31	2.32
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 8	49,000,000	602.36	295,158,301	599.90	293,952,137	8.000	2020/6/11	2.24

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	2,500,000	10,316.93	257,923,269	10,395.18	259,879,539	1.500	2026/8/15	1.98
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 8.5	39,000,000	643.46	250,952,801	637.12	248,479,327	8.500	2029/5/31	1.89
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOV'T 8.375	27,000,000,000	0.89	242,331,264	0.90	244,064,696	8.375	2024/3/15	1.86
イタリア	国債証券	BTPS 4.5	1,800,000	13,500.75	243,013,639	13,478.88	242,619,910	4.500	2020/2/1	1.85
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.25	2,000,000	11,377.18	227,543,631	11,523.28	230,465,784	0.250	2026/11/25	1.75
国際機関	特殊債券	AFRICAN DEV BANK 2.75	2,500,000	8,388.92	209,723,180	8,378.52	209,463,055	2.750	2020/2/3	1.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	1,470,000	13,933.85	204,827,679	14,039.92	206,386,956	4.375	2038/2/15	1.57
ベルギー	国債証券	BELGIAN 1	1,500,000	11,884.99	178,274,898	11,917.01	178,755,277	1.000	2031/6/22	1.36
タイ	国債証券	THAILAND GOVT 3.875	50,000,000	336.56	168,282,484	336.32	168,160,183	3.875	2019/6/13	1.28
カナダ	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 4.625	1,400,000	11,513.59	161,190,344	11,496.99	160,957,881	4.625	2018/5/14	1.22
イタリア	国債証券	BTPS 0.65	1,300,000	12,195.45	158,540,940	12,186.75	158,427,824	0.650	2020/11/1	1.21
国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 6.5	1,700,000	9,153.90	155,616,348	9,127.26	155,163,522	6.500	2019/8/20	1.18

ロ 種類別の投資比率

平成29年 4月28日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	85.56
地方債証券	2.17
特殊債券	9.06
合計	96.80

グローバル好利回り株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成29年 4月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	18,142	15,045.82	272,961,357	15,958.24	289,514,435	3.00
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,481	28,481.09	213,067,071	29,130.17	217,922,824	2.26
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	27,000	7,238.30	195,434,143	7,597.76	205,139,744	2.12
アメリカ	株式	PINNACLE WEST CAPITAL CORPORATION	公益事業	21,000	9,527.53	200,078,275	9,582.06	201,223,449	2.08
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	23,579	8,194.28	193,212,991	8,512.57	200,717,937	2.08
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORPORATION	消費者サービス	12,075	14,761.50	178,245,180	15,677.42	189,304,874	1.96
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	41,498	4,479.42	185,887,075	4,441.58	184,316,849	1.91

アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	47,198	3,633.61	171,499,526	3,756.03	177,277,458	1.83
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	30,545	5,662.42	172,958,825	5,714.39	174,546,111	1.81
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,573	13,507.26	169,826,871	13,771.02	173,143,092	1.79
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	45,375	3,740.45	169,723,232	3,768.27	170,985,678	1.77
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	17,000	9,399.55	159,792,408	9,750.11	165,751,987	1.72
カナダ	株式	BCE INC	電気通信サービス	32,638	4,973.71	162,332,140	5,062.69	165,236,161	1.71
ノルウェー	株式	ORKLA ASA	食品・飲料・タバコ	159,979	996.33	159,392,356	1,010.62	161,678,296	1.67
アメリカ	株式	CME GROUP INC.	各種金融	12,000	13,039.84	156,478,192	12,811.70	153,740,458	1.59
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	22,060	6,971.20	153,784,795	6,964.52	153,637,492	1.59
アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	28,454	5,341.91	151,998,991	5,326.33	151,555,661	1.57
日本	株式	キヤノン	電気機器	40,900	3,483.00	142,454,700	3,696.00	151,166,400	1.56
アメリカ	株式	AVERY DENNISON CORP	素材	16,000	9,067.90	145,086,548	9,297.16	148,754,666	1.54
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	12,519	11,599.75	145,217,354	11,737.75	146,944,971	1.52
オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	各種金融	80,000	1,712.44	136,995,560	1,806.10	144,488,260	1.50
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9,000	15,656.27	140,906,495	16,002.38	144,021,502	1.49
カナダ	株式	TRANSCANADA CORP	エネルギー	27,613	5,167.99	142,703,854	5,167.17	142,681,313	1.48
アメリカ	株式	SUNTRUST BANKS INC	銀行	22,000	6,026.35	132,579,777	6,362.44	139,973,885	1.45
アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	資本財	4,500	30,007.12	135,032,052	30,175.17	135,788,268	1.41
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	15,000	8,833.08	132,496,310	8,992.23	134,883,480	1.40
アメリカ	株式	COACH INC	耐久消費財・アパレル	30,000	4,385.93	131,578,167	4,431.56	132,947,034	1.38
日本	株式	ローソン	小売業	17,800	7,350.00	130,830,000	7,400.00	131,720,000	1.36
イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	29,697	4,350.58	129,199,346	4,349.86	129,178,030	1.34
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	13,119	9,971.58	130,817,211	9,759.02	128,028,585	1.32

□ 種別・業種別の投資比率

平成29年 4月28日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	1.56
		情報・通信業	1.26
		卸売業	1.28
		小売業	1.36

外国	エネルギー	7.63
	素材	5.02
	資本財	9.71
	商業・専門サービス	1.04
	自動車・自動車部品	1.08
	耐久消費財・アパレル	1.38
	消費者サービス	2.75
	メディア	1.96
	食品・飲料・タバコ	8.37
	家庭用品・パーソナル用品	1.32
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.99
	銀行	9.11
	各種金融	7.22
	保険	2.55
	不動産	1.10
	ソフトウェア・サービス	2.12
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.36
	電気通信サービス	5.06
公益事業	7.68	
半導体・半導体製造装置	1.40	
合計	98.30	

新興国高配当株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成29年 4月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	1,950,000	70.09	136,686,399	73.07	142,492,350	2.90
台湾	株式	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	455,830	284.49	129,683,179	297.04	135,402,022	2.75
中国	株式	BANK OF CHINA LTD	銀行	2,332,000	51.62	120,384,836	54.05	126,053,928	2.56
中国	株式	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	自動車・自動車部品	311,600	304.59	94,910,525	398.97	124,319,052	2.53
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	166,000	673.42	111,788,550	712.17	118,220,220	2.41
中国	株式	BANK OF COMMUNICATIONS LTD-H	銀行	1,311,000	86.51	113,421,165	86.37	113,233,692	2.30
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	40,909	2,467.47	100,941,853	2,725.70	111,506,070	2.27
マレーシア	株式	MALAYAN BANKING BERHAD	銀行	404,700	200.05	80,962,865	243.74	98,644,411	2.01
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	銀行	71,064	1,081.73	76,872,686	1,362.18	96,802,642	1.97

インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料・タバコ	194,506	460.47	89,564,594	497.29	96,726,278	1.97
韓国	株式	MACQUARIE KOREA INFRASTRUCTURE FUND	各種金融	112,000	873.39	97,819,904	846.71	94,832,192	1.93
香港	株式	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	運輸	572,000	151.58	86,703,760	163.87	93,738,216	1.91
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR COMPANY	自動車・自動車部品	10,000	9,721.92	97,219,200	9,267.44	92,674,400	1.89
タイ	株式	LAND AND HOUSES PUBLIC CO LTD-NVDR	不動産	2,788,300	29.21	81,449,031	32.74	91,294,518	1.86
台湾	株式	NOVATEK MICROELECTRONICS CORP LTD	半導体・半導体製造装置	213,000	405.90	86,456,700	424.35	90,386,550	1.84
ケイマン諸島	株式	CHINA STATE CONSTRUCTION INTL HLDGS LTD	資本財	444,000	149.60	66,422,821	198.48	88,126,896	1.79
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	72,000	1,363.50	98,172,360	1,195.48	86,074,560	1.75
タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC CO LTD (THE) -NVDR	素材	49,000	1,682.04	82,419,960	1,746.24	85,565,760	1.74
ブラジル	株式	COMPANHIA DE CONCESSOES RODOVIARIAS	運輸	142,300	585.95	83,381,766	600.62	85,468,795	1.74
ポーランド	株式	BANK PEKAO SA	銀行	19,900	3,637.28	72,381,872	4,059.72	80,788,428	1.64
メキシコ	株式	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	食品・生活必需品小売り	311,900	242.88	75,756,019	240.78	75,100,280	1.53
チリ	株式	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	銀行	28,200	2,295.91	64,744,738	2,625.33	74,034,337	1.51
台湾	株式	LARGAN PRECISION CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,000	16,811.23	67,244,936	18,486.90	73,947,600	1.50
タイ	株式	SIAM COMMERCIAL BANK PUBLIC CO LTD-NVDR	銀行	146,300	489.52	71,617,507	500.76	73,261,188	1.49
ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	114,000	679.19	77,428,116	635.54	72,452,016	1.47
韓国	株式	KT&G CORPORATION	食品・飲料・タバコ	7,100	11,172.97	79,328,134	10,176.40	72,252,440	1.47
マレーシア	株式	BURSA MALAYSIA BHD	各種金融	279,100	225.09	62,824,154	257.54	71,880,530	1.46
台湾	株式	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	銀行	785,000	82.84	65,029,793	90.40	70,967,925	1.44
香港	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	220,000	278.53	61,278,590	316.03	69,526,600	1.41
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO S.A.-PREF	銀行	58,500	1,033.98	60,487,899	1,169.47	68,414,041	1.39

ロ 種類別・業種別の投資比率

平成29年 4月28日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.62
		素材	7.65
		資本財	4.01
		商業・専門サービス	2.31
		運輸	4.50
		自動車・自動車部品	6.73
		耐久消費財・アパレル	1.00
		消費者サービス	1.98

	小売	1.80
	食品・生活必需品小売り	1.53
	食品・飲料・タバコ	7.61
	家庭用品・パーソナル用品	1.07
	銀行	28.84
	各種金融	5.66
	保険	0.97
	不動産	3.27
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.09
	電気通信サービス	2.78
	半導体・半導体製造装置	4.24
合計		94.65

グローバル・リート・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成29年 4月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	384,364	19,346.65	7,436,157,164	18,682.25	7,180,785,223	6.21
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	257,255	27,082.48	6,967,104,679	27,390.65	7,046,382,309	6.10
フランス	投資証券	KLEPIERRE	1,503,140	4,465.64	6,712,489,152	4,409.21	6,627,663,301	5.74
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	7,511,798	693.38	5,208,599,606	679.23	5,102,301,655	4.42
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	23,470,634	194.78	4,571,647,644	191.45	4,493,499,821	3.89
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	161,764	25,148.20	4,068,073,635	23,704.76	3,834,578,414	3.32
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	10,074,851	376.24	3,790,610,300	362.09	3,648,043,098	3.16
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	4,772,549	688.94	3,288,021,098	703.15	3,355,850,664	2.90
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	414,366	8,107.47	3,359,462,608	8,030.68	3,327,643,401	2.88
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	246,854	12,198.49	3,011,247,753	12,608.04	3,112,346,118	2.69
スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	2,343,958	1,292.08	3,028,598,683	1,306.99	3,063,536,112	2.65
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	3,534,001	775.79	2,741,666,667	752.48	2,659,298,999	2.30
フランス	投資証券	ICADE	279,438	8,478.83	2,369,308,975	8,306.02	2,321,017,757	2.01
シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,029,100	202.46	2,232,989,085	207.24	2,285,736,859	1.98
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	9,816	223,400	2,192,894,400	217,800	2,137,924,800	1.85
オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	2,347,531	856.53	2,010,753,264	854.04	2,004,891,009	1.74
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	179,622	11,256.86	2,021,980,666	10,906.41	1,959,032,973	1.70
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	2,957	647,000	1,913,179,000	632,000	1,868,824,000	1.62
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	4,118,695	411.20	1,693,630,448	408.70	1,683,345,243	1.46
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	3,415	501,000	1,710,915,000	492,000	1,680,180,000	1.45
アメリカ	投資証券	NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	193,084	8,256.60	1,594,218,339	8,296.66	1,601,954,134	1.39
香港	投資証券	LINK REIT	1,983,000	797.94	1,582,315,020	800.08	1,586,568,555	1.37
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	210,108	7,272.60	1,528,033,075	7,135.91	1,499,312,787	1.30

アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	154,247	9,035.63	1,393,719,607	9,204.79	1,419,812,153	1.23
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	7,702	182,300	1,404,074,600	179,000	1,378,658,000	1.19
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	17,946	74,300	1,333,387,800	75,900	1,362,101,400	1.18
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	351,331	3,714.41	1,304,988,414	3,708.18	1,302,799,571	1.13
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	329,905	3,790.53	1,250,517,241	3,777.18	1,246,111,426	1.08
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORPORATION	537,910	2,486.21	1,337,361,847	2,300.36	1,237,388,961	1.07
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	575,115	2,053.30	1,180,883,917	2,141.21	1,231,447,510	1.07

ロ 種類別の投資比率

平成29年 4月28日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	97.63
合計	97.63

投資不動産物件

G 2 0 債券マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル好利回り株式マザーファンド

該当事項はありません。

新興国高配当株式マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル・リート・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

G 2 0 債券マザーファンド

平成29年 4月28日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,150,000.00	125,149,440	127,857,000	0.97
	ユーロ	買建	2,850,000.00	330,691,200	344,479,500	2.62
	ノルウェークローネ	買建	1,000,000.00	12,712,420	12,980,000	0.09
	トルコリラ	買建	3,600,000.00	111,637,976	111,312,000	0.84
	ポーランドズロチ	買建	2,700,000.00	73,672,200	77,193,000	0.58
	南アフリカランド	買建	16,000,000.00	129,696,000	132,640,000	1.00
	メキシコペソ	売建	42,300,000.00	247,060,434	245,340,000	1.86

英ポンド	売建	1,680,000.00	230,395,200	241,096,800	1.83
オーストラリアドル	売建	6,600,000.00	541,764,300	548,526,000	4.17
シンガポールドル	売建	1,730,000.00	135,338,072	137,794,500	1.04
中国元(オフショア)	売建	15,100,000.00	238,003,180	242,506,000	1.84

(注) わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

グローバル好利回り株式マザーファンド

該当事項はありません。

新興国高配当株式マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル・リート・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

基準日:2017年4月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2017年4月	20円
2017年3月	20円
2017年2月	20円
2017年1月	20円
2016年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	5,870円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2017年のファンドの収益率は、年初から2017年4月28日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.25%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ワンプレ」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成17年9月30日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合に於ける信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ニ 反対者の買取請求権
当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。
- ホ 販売会社との契約の更改等
委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。
- ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。
- ト 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- チ 運用にかかる報告書の開示方法
委託会社は6ヵ月(原則として3月、9月の各決算時までの期間)毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。
交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- イ 分配金請求権
受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。
収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。
- ロ 償還金請求権
受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。
償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載ま

たは記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われま

す。
償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定23期（平成28年 9月21日から平成29年 3月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル3資産ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定22期 (平成28年 9月20日現在)	特定23期 (平成29年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	258,189,361	-
コール・ローン	788,490,603	1,200,139,625
親投資信託受益証券	42,971,992,400	41,961,829,245
流動資産合計	44,018,672,364	43,161,968,870
資産合計	44,018,672,364	43,161,968,870
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	142,679,340	130,882,033
未払解約金	25,703,606	41,934,367
未払受託者報酬	1,924,296	1,861,787
未払委託者報酬	51,955,995	50,268,233
未払利息	2,280	3,011
その他未払費用	70,084	54,567
流動負債合計	222,335,601	225,003,998
負債合計	222,335,601	225,003,998
純資産の部		
元本等		
元本	71,339,670,004	65,441,016,581
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	27,543,333,241	22,504,051,709
元本等合計	43,796,336,763	42,936,964,872
純資産合計	43,796,336,763	42,936,964,872
負債純資産合計	44,018,672,364	43,161,968,870

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定22期		特定23期	
	自 至	平成28年 3月23日 平成28年 9月20日	自 至	平成28年 9月21日 平成29年 3月21日
営業収益				
有価証券売買等損益		2,296,818,329		4,089,836,845
その他収益		21,138		-
営業収益合計		2,296,797,191		4,089,836,845
営業費用				
支払利息		411,434		402,962
受託者報酬		12,608,380		11,839,691
委託者報酬		340,426,207		319,671,718
その他費用		463,521		388,852
営業費用合計		353,909,542		332,303,223
営業利益又は営業損失（ ）		2,650,706,733		3,757,533,622
経常利益又は経常損失（ ）		2,650,706,733		3,757,533,622
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,650,706,733		3,757,533,622
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		11,764,466		28,954,172
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		25,294,098,483		27,543,333,241
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,317,694,166		2,172,647,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,317,694,166		2,172,647,015
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		54,175,617		44,172,324
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		54,175,617		44,172,324
分配金		873,811,040		817,772,609
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,543,333,241		22,504,051,709

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針の注記 ）

項 目	特定23期	
	自 平成28年 9月21日	至 平成29年 3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、平成28年 9月21日から平成29年 3月21日までとなっております。</p>	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	特定22期 (平成28年 9月20日現在)		特定23期 (平成29年 3月21日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数	71,339,670,004口		65,441,016,581口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	27,543,333,241円	元本の欠損	22,504,051,709円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.6139円	1口当たり純資産額	0.6561円
	(10,000口当たりの純資産額)	6,139円)	(10,000口当たりの純資産額)	6,561円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項 目	特定22期		特定23期	
	自 平成28年 3月23日	至 平成28年 9月20日	自 平成28年 9月21日	至 平成29年 3月21日

1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 38,140,882円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 33,769,410円
2. 分配金の計算過程	<p>(自平成28年3月23日 至平成28年4月20日)</p> <p>第127計算期間末における費用控除後の配当等収益(110,498,622円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(10,859,837円)、および分配準備積立金(3,530,744,924円)より、分配対象収益は3,652,103,383円(1万口当たり491.29円)であり、うち148,671,156円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成28年4月21日 至平成28年5月20日)</p> <p>第128計算期間末における費用控除後の配当等収益(143,566,307円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(11,665,180円)、および分配準備積立金(3,466,646,014円)より、分配対象収益は3,621,877,501円(1万口当たり490.88円)であり、うち147,566,373円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成28年5月21日 至平成28年6月20日)</p> <p>第129計算期間末における費用控除後の配当等収益(91,300,271円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(13,164,989円)、および分配準備積立金(3,430,283,556円)より、分配対象収益は3,534,748,816円(1万口当たり483.51円)であり、うち146,211,059円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成28年6月21日 至平成28年7月20日)</p> <p>第130計算期間末における費用控除後の配当等収益(184,137,316円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(14,182,833円)、および分配準備積立金(3,347,161,842円)より、分配対象収益は3,545,481,991円(1万口当たり489.02円)であり、うち144,998,395円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成28年9月21日 至平成28年10月20日)</p> <p>第133計算期間末における費用控除後の配当等収益(100,659,825円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(17,248,073円)、および分配準備積立金(3,187,129,847円)より、分配対象収益は3,305,037,745円(1万口当たり467.19円)であり、うち141,481,483円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成28年10月21日 至平成28年11月21日)</p> <p>第134計算期間末における費用控除後の配当等収益(54,485,132円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(17,834,180円)、および分配準備積立金(3,111,157,275円)より、分配対象収益は3,183,476,587円(1万口当たり455.15円)であり、うち139,881,178円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成28年11月22日 至平成28年12月20日)</p> <p>第135計算期間末における費用控除後の配当等収益(87,424,646円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(18,368,239円)、および分配準備積立金(2,986,024,049円)より、分配対象収益は3,091,816,934円(1万口当たり447.97円)であり、うち138,036,187円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成28年12月21日 至平成29年1月20日)</p> <p>第136計算期間末における費用控除後の配当等収益(91,434,190円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(19,282,186円)、および分配準備積立金(2,867,341,238円)より、分配対象収益は2,978,057,614円(1万口当たり441.90円)であり、うち134,784,615円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

<p>（自平成28年7月21日 至平成28年8月22日）</p> <p>第131計算期間末における費用控除後の配当等収益（95,565,380円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（14,938,742円）、および分配準備積立金（3,355,780,502円）より、分配対象収益は3,466,284,624円（1万口当たり482.47円）であり、うち143,684,717円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成28年8月23日 至平成28年9月20日）</p> <p>第132計算期間末における費用控除後の配当等収益（73,231,996円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（16,546,413円）、および分配準備積立金（3,283,561,151円）より、分配対象収益は3,373,339,560円（1万口当たり472.85円）であり、うち142,679,340円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成29年1月21日 至平成29年2月20日）</p> <p>第137計算期間末における費用控除後の配当等収益（87,783,272円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,925,254円）、および分配準備積立金（2,781,162,967円）より、分配対象収益は2,888,871,493円（1万口当たり435.37円）であり、うち132,707,113円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成29年2月21日 至平成29年3月21日）</p> <p>第138計算期間末における費用控除後の配当等収益（119,752,124円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（20,293,793円）、および分配準備積立金（2,699,327,179円）より、分配対象収益は2,839,373,096円（1万口当たり433.88円）であり、うち130,882,033円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
---	--

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	特定23期 自平成28年9月21日 至平成29年3月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定23期 (平成29年 3月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定22期（自 平成28年 3月23日 至 平成28年 9月20日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	487,889,905円
合計	487,889,905円

特定23期（自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	271,914,295円
合計	271,914,295円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定23期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定22期 （平成28年 9月20日現在）	特定23期 （平成29年 3月21日現在）
期首元本額	74,874,353,676円	71,339,670,004円
期中追加設定元本額	150,653,172円	122,823,555円
期中一部解約元本額	3,685,336,844円	6,021,476,978円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	6,017,617,381	13,445,764,276	
	グローバル好利回り株式マザーファンド	4,877,074,163	9,434,699,968	
	G 2 0 債券マザーファンド	10,550,249,542	14,137,334,386	
	新興国高配当株式マザーファンド	4,891,689,537	4,944,030,615	
合計		26,336,630,623	41,961,829,245	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

グローバル3資産ファンドは、「G 2 0 債券マザーファンド」、「グローバル好利回り株式マザーファンド」、「新興国高配当株式マザーファンド」および「グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

G 2 0 債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（平成28年 9月20日現在）	（平成29年 3月21日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	333,127,047	281,448,522
金銭信託	36,475,638	-
コール・ローン	111,393,815	110,794,159
国債証券	11,211,765,869	11,948,683,199
地方債証券	271,138,326	291,388,970
特殊債券	1,228,841,502	1,371,080,149
投資信託受益証券	324,052,601	-
派生商品評価勘定	40,223,340	17,376,002
未収入金	515,039,032	16,167,314
未収利息	157,465,243	128,060,211
前払費用	10,739,259	11,154,458
流動資産合計	14,240,261,672	14,176,152,984
資産合計	14,240,261,672	14,176,152,984
負債の部		

	（平成28年 9月20日現在）	（平成29年 3月21日現在）
流動負債		
派生商品評価勘定	7,581,900	17,958,721
未払金	13,761,800	20,415,474
未払解約金	10,000	-
未払利息	322	277
その他未払費用	2,167	79
流動負債合計	21,356,189	38,374,551
負債合計	21,356,189	38,374,551
純資産の部		
元本等		
元本	11,323,100,436	10,550,249,542
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,895,805,047	3,587,528,891
元本等合計	14,218,905,483	14,137,778,433
純資産合計	14,218,905,483	14,137,778,433
負債純資産合計	14,240,261,672	14,176,152,984

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成28年 9月20日現在）	（平成29年 3月21日現在）
-----	-----------------	-----------------

1. 当計算期間の末日における受益権の総数	11,323,100,436口	10,550,249,542口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 1.2557円 12,557円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 1.3400円 13,400円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 3月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成28年 9月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	517,312,900	-	524,338,000	7,025,100
	メキシコペソ	139,153,900	-	131,572,000	7,581,900
	南アフリカランド	378,159,000	-	392,766,000	14,607,000
	売建	1,974,022,540	-	1,948,406,200	25,616,340
	米ドル	485,215,940	-	478,883,000	6,332,940
	ユーロ	92,135,200	-	91,080,000	1,055,200
	英ポンド	271,460,000	-	265,660,000	5,800,000
	オーストラリアドル	160,165,000	-	158,043,200	2,121,800
	シンガポールドル	151,372,000	-	149,540,000	1,832,000
	中国元（オフショア）	813,674,400	-	805,200,000	8,474,400
合計		2,491,335,440	-	2,472,744,200	32,641,440

（平成29年 3月21日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	1,863,405,098	-	1,860,982,000	2,423,098
	米ドル	713,027,700	-	706,860,000	6,167,700
	メキシコペソ	77,413,000	-	82,740,000	5,327,000
	ユーロ	707,928,830	-	701,974,000	5,954,830
	ノルウェークローネ	13,324,600	-	13,260,000	64,600
	トルコリラ	158,253,368	-	161,408,000	3,154,632
	ポーランドズロチ	141,362,000	-	141,400,000	38,000
	南アフリカランド	52,095,600	-	53,340,000	1,244,400
	売建	2,617,977,379	-	2,616,137,000	1,840,379
	メキシコペソ	142,858,759	-	145,442,000	2,583,241
	ユーロ	60,484,500	-	60,515,000	30,500

英ポンド	475,104,440	-	472,498,000	2,606,440
トルコリラ	159,466,840	-	161,408,000	1,941,160
オーストラリアドル	867,799,000	-	866,800,000	999,000
シンガポールドル	459,865,170	-	458,052,000	1,813,170
南アフリカランド	210,001,310	-	211,218,000	1,216,690
中国元(オフショア)	242,397,360	-	240,204,000	2,193,360
合計	4,481,382,477	-	4,477,119,000	582,719

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 9月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,097,157,616円
同期中における追加設定元本額	1,798,777円
同期中における一部解約元本額	775,855,957円
平成28年 9月20日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	11,297,187,099円

三井住友・G20 債券ファンド	25,913,337円
合計	11,323,100,436円

(平成29年 3月21日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	11,323,100,436円
同期中における追加設定元本額	310,747円
同期中における一部解約元本額	773,161,641円
平成29年 3月21日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	10,550,249,542円
合計	10,550,249,542円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第344回利付国債(10年)	150,000,000	150,850,500	
		第157回利付国債(20年)	530,000,000	490,462,000	
		第158回利付国債(20年)	450,000,000	439,839,000	
		日本円 小計	1,130,000,000	1,081,151,500	
	米ドル	US TREASURY N/B 1.5	2,500,000.00	2,297,070.32	
		US TREASURY N/B 1.625	700,000.00	653,898.44	
		US TREASURY N/B 4.375	1,470,000.00	1,815,564.85	
		US TREASURY N/B 6.125	4,550,000.00	6,080,648.43	
		US TREASURY N/B 6.25	8,100,000.00	10,069,945.35	
		米ドル 小計	17,320,000.00	20,917,127.39	(2,351,085,118)
	カナダドル	CANADA-GOV'T 1.5	150,000.00	150,859.50	
		カナダドル 小計	150,000.00	150,859.50	(12,724,998)
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8	49,000,000.00	50,575,350.00	
		MEXICAN BONOS 8.5	39,000,000.00	42,291,600.00	
		メキシコペソ 小計	88,000,000.00	92,866,950.00	(549,772,344)

ブラジルレアル	BRAZIL NTN-F 10	29,000,000.00	29,042,978.00
	BRAZIL NTN-F 10	10,000,000.00	9,930,920.00
ブラジルレアル 小計		39,000,000.00	38,973,898.00 (1,425,275,449)
ユーロ	BELGIAN 1	1,500,000.00	1,443,615.00
	BTPS 0.65	1,300,000.00	1,302,990.00
	BTPS 1.45	2,500,000.00	2,509,550.00
	BTPS 1.5	600,000.00	571,548.00
	BTPS 4.5	1,800,000.00	2,007,000.00
	BTPS 4.5	2,460,000.00	2,869,491.60
	DEUTSCHLAND REP 5.5	1,970,000.00	3,238,857.30
	FRANCE O.A.T. 0.25	2,000,000.00	1,841,680.00
	FRANCE O.A.T. 1.5	1,000,000.00	1,001,540.00
	FRANCE O.A.T. 5.5	600,000.00	882,282.00
	SPANISH GOV'T 4.2	1,000,000.00	1,230,500.00
	SPANISH GOV'T 5.85	2,000,000.00	2,516,800.00
ユーロ 小計		18,730,000.00	21,415,853.90 (2,591,960,797)
英ポンド	UK TSY GILT 4.5	400,000.00	614,084.00
	UK TSY GILT 6	2,460,000.00	3,706,302.42
英ポンド 小計		2,860,000.00	4,320,386.42 (600,879,343)
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.25	16,000,000.00	17,408,000.00
ポーランドズロチ 小計		16,000,000.00	17,408,000.00 (493,516,800)
ロシアルーブル	RUSSIA-OFZ 7.6	250,000,000.00	247,575,000.00
ロシアルーブル 小計		250,000,000.00	247,575,000.00 (485,247,000)
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 3.25	1,500,000.00	1,559,850.00
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	1,400,000.00	1,637,020.00
オーストラリアドル 小計		2,900,000.00	3,196,870.00 (277,776,034)
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.375	2,210,000.00	2,246,465.00
シンガポールドル 小計		2,210,000.00	2,246,465.00 (180,795,503)
マレーシアリングット	MALAYSIA GOVT 3.418	15,000,000.00	14,631,645.00
マレーシアリングット 小計		15,000,000.00	14,631,645.00 (371,790,099)
タイバーツ	THAILAND GOVT 3.85	30,000,000.00	32,785,620.00
	THAILAND GOVT 3.875	50,000,000.00	52,417,000.00
タイバーツ 小計		80,000,000.00	85,202,620.00 (274,352,436)
フィリピンペソ	PHILIPPINE GOV'T 3.5	20,000,000.00	19,572,440.00

		フィリピンペソ 小計	20,000,000.00	19,572,440.00 (43,842,265)
	インドネシアルピア	INDONESIA GOV'T 8.375	27,000,000,000.00	28,901,178,000.00
		INDONESIA GOV'T 8.375	50,000,000,000.00	54,050,000,000.00
		インドネシアルピア 小計	77,000,000,000.00	82,951,178,000.00 (705,085,013)
	南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 10.5	50,000,000.00	56,565,000.00
		南アフリカランド 小計	50,000,000.00	56,565,000.00 (503,428,500)
国債証券合計				11,948,683,199 (10,867,531,699)
地方債証券	米ドル	QUEBEC PROVINCE 4.625	1,400,000.00	1,450,044.40
		米ドル 小計	1,400,000.00	1,450,044.40 (162,984,990)
	カナダドル	BRIT COLUMBIA 3.7	1,000,000.00	1,082,920.00
		ONTARIO PROVINCE 4	400,000.00	439,356.00
		カナダドル 小計	1,400,000.00	1,522,276.00 (128,403,980)
地方債証券合計				291,388,970 (291,388,970)
特殊債券	米ドル	AFRICAN DEV BANK 0.875	1,500,000.00	1,499,718.00
		INT BK RECON&DEV 2.25	4,200,000.00	4,231,130.40
		米ドル 小計	5,700,000.00	5,730,848.40 (644,147,360)
	オーストラリアドル	AFRICAN DEV BANK 2.75	2,500,000.00	2,504,625.00
		INTERAMER DEV BK 6.5	1,700,000.00	1,865,240.00
		オーストラリアドル 小計	4,200,000.00	4,369,865.00 (379,697,569)
	インドルピー	ASIAN DEV BANK 6.45	200,000,000.00	200,714,000.00
		インドルピー 小計	200,000,000.00	200,714,000.00 (347,235,220)
特殊債券合計				1,371,080,149 (1,371,080,149)
合計				13,611,152,318 (12,530,000,818)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 5銘柄	16.6%	18.8%
	地方債証券 1銘柄	1.2%	1.3%
	特殊債券 2銘柄	4.6%	5.1%
カナダドル	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%

	地方債証券	2銘柄	0.9%	1.0%
メキシコペソ	国債証券	2銘柄	3.9%	4.4%
ブラジルレアル	国債証券	2銘柄	10.1%	11.4%
ユーロ	国債証券	12銘柄	18.3%	20.7%
英ポンド	国債証券	2銘柄	4.3%	4.8%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	3.5%	3.9%
ロシアルーブル	国債証券	1銘柄	3.4%	3.9%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄	2.0%	2.2%
	特殊債券	2銘柄	2.7%	3.0%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	1.3%	1.4%
マレーシアリンギット	国債証券	1銘柄	2.6%	3.0%
タイバーツ	国債証券	2銘柄	1.9%	2.2%
フィリピンペソ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
インドネシアルピア	国債証券	2銘柄	5.0%	5.6%
インドルピー	特殊債券	1銘柄	2.5%	2.8%
南アフリカランド	国債証券	1銘柄	3.6%	4.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

グローバル好利回り株式マザーファンド

貸借対照表

	（単位：円）	
	（平成28年 9月20日現在）	（平成29年 3月21日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	11,922,814	42,947,362
金銭信託	96,253,132	-
コール・ローン	293,949,717	68,359,683
株式	9,582,661,143	9,501,005,914
派生商品評価勘定	120,795	-
未収入金	134,730,407	-
未収配当金	30,034,311	35,444,427
流動資産合計	10,149,672,319	9,647,757,386
資産合計	10,149,672,319	9,647,757,386
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	82,860	-
未払金	196,411,355	-
未払解約金	250,000	-
未払利息	850	171
その他未払費用	5,003	105
流動負債合計	196,750,068	276
負債合計	196,750,068	276
純資産の部		
元本等		
元本	6,087,624,471	4,987,186,232

	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,865,297,780	4,660,570,878
元本等合計	9,952,922,251	9,647,757,110
純資産合計	9,952,922,251	9,647,757,110
負債純資産合計	10,149,672,319	9,647,757,386

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成28年 9月21日 至平成29年 3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	6,087,624,471口	4,987,186,232口
2. 1単位当たり純資産の額	1.6349円 (10,000口当たりの純資産額 16,349円)	1.9345円 (10,000口当たりの純資産額 19,345円)

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

項目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成28年 9月20日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	196,271,294	-	196,392,089	120,795
	米ドル	196,271,294	-	196,392,089	120,795
	売建	134,634,331	-	134,717,191	82,860
	米ドル	134,634,331	-	134,717,191	82,860
	合計	330,905,625	-	331,109,280	37,935

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(平成29年 3月21日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 9月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	6,991,256,248円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	903,631,777円
平成28年 9月20日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	5,957,913,765円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	129,710,706円
合計	6,087,624,471円

(平成29年 3月21日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	6,087,624,471円
同期中における追加設定元本額	1,431,450円
同期中における一部解約元本額	1,101,869,689円
平成29年 3月21日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	4,877,074,163円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	110,112,069円
合計	4,987,186,232円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	キャノン	40,900	3,535.00	144,581,500	
	NTTドコモ	45,400	2,700.50	122,602,700	
	三井物産	78,400	1,679.00	131,633,600	
	ローソン	17,800	7,670.00	136,526,000	
日本円 小計		182,500		535,343,800	
米ドル	CHEVRON CORPORATION	12,519	107.66	1,347,795.54	
	CONOCOPHILLIPS	28,454	45.86	1,304,900.44	
	SCHLUMBERGER LTD	15,000	79.00	1,185,000.00	
	AVERY DENNISON CORP	16,000	79.78	1,276,480.00	
	DOW CHEMICAL	14,000	64.50	903,000.00	
	EATON CORP PLC	23,579	73.37	1,729,991.23	
	GENERAL ELECTRIC CO	38,105	29.76	1,134,004.80	
	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	4,500	272.03	1,224,135.00	
	COACH INC	30,000	39.15	1,174,500.00	
	MCDONALD'S CORPORATION	12,075	128.78	1,555,018.50	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	28,000	24.30	680,400.00	
	ALTRIA GROUP INC	14,631	75.58	1,105,810.98	
	COCA-COLA CO/THE	20,267	42.24	856,078.08	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	10,000	102.02	1,020,200.00	
	PROCTER & GAMBLE CO	13,119	91.22	1,196,715.18	
	ABBVIE INC	16,607	65.80	1,092,740.60	
	JOHNSON & JOHNSON	12,573	127.99	1,609,218.27	
	MERCK & CO. INC.	22,060	64.11	1,414,266.60	
	PFIZER INC	45,375	34.38	1,559,992.50	
	JPMORGAN CHASE & CO	17,000	90.07	1,531,190.00	
	SUNTRUST BANKS INC	22,000	57.27	1,259,940.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	20,000	57.63	1,152,600.00	
	CME GROUP INC.	12,000	123.93	1,487,160.00	
	MICROSOFT CORP	27,000	64.93	1,753,110.00	
	APPLE INC	9,000	141.46	1,273,140.00	
	CISCO SYSTEMS INC	47,198	34.28	1,617,947.44	
QUALCOMM INC	16,924	57.81	978,376.44		
AT&T INC	41,498	42.42	1,760,345.16		
AMERICAN ELECTRIC POWER	15,403	66.13	1,018,600.39		
AMERICAN WATER WORKS CO INC	13,000	75.93	987,090.00		

	PINNACLE WEST CAPITAL CORPORATION	21,000	82.53	1,733,130.00
	TEXAS INSTRUMENTS INC	15,000	81.59	1,223,850.00
	米ドル 小計	653,887		41,146,727.15 (4,624,892,131)
カナダドル	TRANSCANADA CORP	27,613	60.94	1,682,736.22
	BANK OF MONTREAL	16,205	100.05	1,621,310.25
	SUN LIFE FINANCIAL INC	22,000	48.93	1,076,460.00
	BCE INC	32,638	57.56	1,878,643.28
	カナダドル 小計	98,456		6,259,149.75 (527,959,281)
ユーロ	TOTAL SA	30,545	46.05	1,406,597.25
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	12,000	46.63	559,560.00
	FERROVIAL SA	50,000	18.32	916,000.00
	SIEMENS AG-REG	18,142	124.75	2,263,214.50
	DAIMLER AG	12,592	70.97	893,654.24
	ACCOR SA	22,000	37.83	832,260.00
	CASINO GUICHARD PERRACHON	12,940	51.28	663,563.20
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	6,000	104.15	624,900.00
	UNILEVER NV-CVA	21,174	46.55	985,649.70
	SANOFI	12,000	82.74	992,880.00
	ING GROEP NV-CVA	80,000	14.28	1,142,400.00
	AXA SA	34,869	23.84	831,276.96
	VONOVIA SE	26,000	32.55	846,300.00
	RED ELECTRICA CORPORATION SA	58,048	17.39	1,009,454.72
	ユーロ 小計	396,310		13,967,710.57 (1,690,512,010)
英ポンド	RIO TINTO PLC	29,697	34.70	1,030,485.90
	EXPERIAN PLC	42,000	16.41	689,220.00
	WPP PLC	47,200	16.81	793,432.00
	IMPERIAL BRANDS PLC	22,808	38.88	886,775.04
	GLAXOSMITHKLINE PLC	45,409	16.88	766,730.96
	AVIVA PLC	120,000	5.38	645,600.00
	NATIONAL GRID PLC	70,000	9.90	693,420.00
	英ポンド 小計	377,114		5,505,663.90 (765,727,735)
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	500	1,851.00	925,500.00
	NOVARTIS AG-REG SHS	11,043	75.65	835,402.95
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	7,481	253.10	1,893,441.10
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	50,000	15.33	766,500.00
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,800	534.00	961,200.00
	スイスフラン 小計	70,824		5,382,044.05 (606,717,825)

スウェーデンクローナ	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB-A	69,559	106.30	7,394,121.70	
スウェーデンクローナ 小計		69,559		7,394,121.70	(94,422,934)
ノルウェークローネ	ORKLA ASA	159,979	78.10	12,494,359.90	
ノルウェークローネ 小計		159,979		12,494,359.90	(165,925,099)
オーストラリアドル	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	24,151	32.24	778,628.24	
	MACQUARIE GROUP LTD	10,106	88.57	895,088.42	
	SUNCORP GROUP LTD	60,000	13.26	795,600.00	
オーストラリアドル 小計		94,257		2,469,316.66	(214,558,924)
香港ドル	SANDS CHINA LTD	150,000	35.65	5,347,500.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	159,500	32.15	5,127,925.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	80,000	68.25	5,460,000.00	
香港ドル 小計		389,500		15,935,425.00	(230,585,599)
シンガポールドル	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	137,800	4.00	551,200.00	
シンガポールドル 小計		137,800		551,200.00	(44,360,576)
合 計		2,630,186		9,501,005,914	(8,965,662,114)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 32銘柄	47.9%	51.6%
カナダドル	株式 4銘柄	5.5%	5.9%
ユーロ	株式 14銘柄	17.5%	18.9%
英ポンド	株式 7銘柄	7.9%	8.5%
スイスフラン	株式 5銘柄	6.3%	6.8%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	1.0%	1.1%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	1.7%	1.9%
オーストラリアドル	株式 3銘柄	2.2%	2.4%
香港ドル	株式 3銘柄	2.4%	2.6%
シンガポールドル	株式 1銘柄	0.5%	0.5%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

新興国高配当株式マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	69,961,222	57,199,235
金銭信託	20,839,174	-
コール・ローン	63,641,245	12,784,283
株式	4,925,748,801	4,858,819,225
未収配当金	6,311,492	15,056,386
流動資産合計	5,086,501,934	4,943,859,129
資産合計	5,086,501,934	4,943,859,129
負債の部		
流動負債		
未払利息	184	32
その他未払費用	1,248	5
流動負債合計	1,432	37
負債合計	1,432	37
純資産の部		
元本等		
元本	5,855,075,370	4,891,689,537
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	768,574,868	52,169,555
元本等合計	5,086,500,502	4,943,859,092
純資産合計	5,086,500,502	4,943,859,092
負債純資産合計	5,086,501,934	4,943,859,129

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,855,075,370口	4,891,689,537口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 768,574,868円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8687円 (10,000口当たりの純資産額 8,687円)	1口当たり純資産額 1.0107円 (10,000口当たりの純資産額 10,107円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 9月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,855,075,370円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
平成28年 9月20日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	5,855,075,370円
合計	5,855,075,370円

（平成29年 3月21日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,855,075,370円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	963,385,833円
平成29年 3月21日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	4,891,689,537円
合計	4,891,689,537円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LUKOIL PJSC-SPON ADR	15,000	53.80	807,000.00	
	ROSNEFT OIL COMPANY-GDR	91,300	5.39	492,107.00	
	TATNEFT-SPONSORED ADR(EXCH-LDN)	18,770	37.90	711,383.00	
	NOVOLIPETSK STEEL-GDR	26,600	19.85	528,010.00	
	PHOSAGRO OAO-GDR REG S	35,500	14.40	511,200.00	
	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	9,750	33.98	331,305.00	
	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	28,200	24.10	679,620.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	71,064	12.49	887,589.36	
	SBERBANK PAO-SPON ADR	57,200	11.71	670,098.00	
米ドル 小計		353,384		5,618,312.36 (631,498,309)	
メキシコペソ	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	68,300	97.90	6,686,570.00	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	311,900	41.77	13,028,063.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	278,000	39.36	10,942,080.00	
	GENTERA SAB DE CV	230,000	29.04	6,679,200.00	
	GRUPO FINANCIERO SANTANDER MEXICO-B	232,000	31.74	7,363,680.00	
メキシコペソ 小計		1,120,200		44,699,593.00 (264,621,590)	
ブラジルリアル	COMPANHIA DE CONCESSOES RODOVIARIAS	142,300	17.75	2,525,825.00	
	AMBEV SA	114,000	17.64	2,010,960.00	
	BANCO BRADESCO S.A.-PREF	58,500	32.08	1,876,680.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	55,900	29.00	1,621,100.00	
ブラジルリアル 小計		370,700		8,034,565.00 (293,824,042)	
トルコリラ	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	59,800	27.24	1,628,952.00	
	ARCELIK AS	58,500	22.42	1,311,570.00	

	トルコリラ 小計	118,300		2,940,522.00 (91,391,423)	
チェココルナ	PHILIP MORRIS CR AS	780	13,256.00	10,339,680.00	
	KOMERCNI BANKA AS	14,910	966.00	14,403,060.00	
	チェココルナ 小計	15,690		24,742,740.00 (110,847,475)	
ポーランドズロチ	BUDIMEX	6,800	268.70	1,827,160.00	
	BANK PEKAO SA	19,900	140.00	2,786,000.00	
	ポーランドズロチ 小計	26,700		4,613,160.00 (130,783,086)	
香港ドル	CNOOC LTD	407,000	9.08	3,695,560.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INTL HLDGS LTD	398,000	13.88	5,524,240.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	300,000	10.80	3,240,000.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	572,000	10.92	6,246,240.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	286,400	25.30	7,245,920.00	
	BANK OF CHINA LTD	2,332,000	3.97	9,258,040.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS LTD-H	1,311,000	6.20	8,128,200.00	
	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	1,950,000	5.19	10,120,500.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	220,000	22.00	4,840,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	72,000	90.35	6,505,200.00	
	香港ドル 小計	7,848,400		64,803,900.00 (937,712,433)	
マレーシアリングット	BERMAZ AUTO BHD	1,169,600	2.04	2,385,984.00	
	MALAYAN BANKING BERHAD	404,700	8.90	3,601,830.00	
	BURSA MALAYSIA BHD	318,200	9.70	3,086,540.00	
	マレーシアリングット 小計	1,892,500		9,074,354.00 (230,579,335)	
タイバーツ	DYNASTY CERAMIC PCL-NVDR	2,437,000	4.20	10,235,400.00	
	SIAM CEMENT PUBLIC CO LTD (THE) -NVDR	49,000	536.00	26,264,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK PUBLIC CO LTD-NVDR	146,300	158.00	23,115,400.00	
	LAND AND HOUSES PUBLIC CO LTD-NVDR	2,788,300	9.70	27,046,510.00	
	タイバーツ 小計	5,420,600		86,661,310.00 (279,049,418)	
フィリピンペソ	D&L INDUSTRIES INC	1,852,000	12.84	23,779,680.00	
	フィリピンペソ 小計	1,852,000		23,779,680.00 (53,266,483)	
インドネシアルピア	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	779,800	8,500.00	6,628,300,000.00	
	PT GUDANG GARAM TBK	93,100	65,450.00	6,093,395,000.00	
	PT BANK MANDIRI	536,000	11,775.00	6,311,400,000.00	
	インドネシアルピア 小計	1,408,900		19,033,095,000.00 (161,781,307)	
韓国ウォン	LG CHEM LTD	3,000	178,500.00	535,500,000.00	
	HYUNDAI MOTOR COMPANY	10,000	100,000.00	1,000,000,000.00	

	GRAND KOREA LEISURE CO LTD	19,600	19,550.00	383,180,000.00	
	KANGWON LAND INC	15,000	35,950.00	539,250,000.00	
	KT&G CORPORATION	7,100	96,800.00	687,280,000.00	
	MACQUARIE KOREA INFRASTRUCTURE FUND	112,000	8,270.00	926,240,000.00	
	HANON SYSTEMS	47,700	9,570.00	456,489,000.00	
	韓国ウォン 小計	214,400		4,527,939,000.00 (455,963,457)	
新台湾ドル	TAIWAN CEMENT CORPORATION	436,000	38.15	16,633,400.00	
	TAIWAN SECOM	186,480	90.00	16,783,200.00	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	785,000	24.25	19,036,250.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	383,000	52.50	20,107,500.00	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	455,830	80.70	36,785,481.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	4,000	4,720.00	18,880,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	186,000	74.70	13,894,200.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORP LTD	213,000	117.00	24,921,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	166,000	191.50	31,789,000.00	
	新台湾ドル 小計	2,815,310		198,830,031.00 (733,682,814)	
インドルピー	OIL AND NATURAL GAS CORPORATION LIMITED	153,000	190.85	29,200,050.00	
	ITC LIMITED	145,000	281.90	40,875,500.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	30,000	1,457.75	43,732,500.00	
	インドルピー 小計	328,000		113,808,050.00 (196,887,926)	
南アフリカランド	BID CORP LTD	18,600	270.28	5,027,208.00	
	BIDVEST GROUP LTD	19,490	161.20	3,141,788.00	
	NEDBANK GROUP LTD	27,950	267.00	7,462,650.00	
	FIRSTRAND LIMITED	146,900	53.02	7,788,638.00	
	南アフリカランド 小計	212,940		23,420,284.00 (208,440,527)	
アラブディルハム	FIRST GULF BANK	200,000	12.80	2,560,000.00	
	アラブディルハム 小計	200,000		2,560,000.00 (78,489,600)	
	合 計	24,198,024		4,858,819,225 (4,858,819,225)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 9銘柄	12.8%	13.0%
メキシコペソ	株式 5銘柄	5.4%	5.4%
ブラジルリアル	株式 4銘柄	5.9%	6.0%
トルコリラ	株式 2銘柄	1.8%	1.9%

チェココルナ	株式	2銘柄	2.2%	2.3%
ポーランドズロチ	株式	2銘柄	2.6%	2.7%
香港ドル	株式	10銘柄	19.0%	19.3%
マレーシアリングット	株式	3銘柄	4.7%	4.7%
タイバーツ	株式	4銘柄	5.6%	5.7%
フィリピンペソ	株式	1銘柄	1.1%	1.1%
インドネシアルピア	株式	3銘柄	3.3%	3.3%
韓国ウォン	株式	7銘柄	9.2%	9.4%
新台湾ドル	株式	9銘柄	14.8%	15.1%
インドルピー	株式	3銘柄	4.0%	4.1%
南アフリカランド	株式	4銘柄	4.2%	4.3%
アラブディルハム	株式	1銘柄	1.6%	1.6%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

グローバル・リート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,587,886,384	1,018,924,562
金銭信託	167,694,009	-
コール・ローン	512,124,702	1,363,630,499
投資証券	121,185,236,663	113,818,204,008
未収入金	1,289,267,314	666,416,112
未収配当金	322,266,444	399,302,747
流動資産合計	126,064,475,516	117,266,477,928
資産合計	126,064,475,516	117,266,477,928
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	70,273	-
未払金	625,707,905	1,090,095,714
未払解約金	1,000,000	200,740,000
未払利息	1,481	3,421
その他未払費用	9,068	634
流動負債合計	626,788,727	1,290,839,769
負債合計	626,788,727	1,290,839,769
純資産の部		
元本等		
元本	58,985,419,070	51,905,549,307
剰余金		

	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
剰余金又は欠損金()	66,452,267,719	64,070,088,852
元本等合計	125,437,686,789	115,975,638,159
純資産合計	125,437,686,789	115,975,638,159
負債純資産合計	126,064,475,516	117,266,477,928

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成28年 9月21日 至平成29年 3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 9月20日現在)	(平成29年 3月21日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	58,985,419,070口	51,905,549,307口
2. 1単位当たり純資産の額	<p>1口当たり純資産額 2.1266円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 21,266円)</p>	<p>1口当たり純資産額 2.2344円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 22,344円)</p>

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

項目	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成28年 9月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	400,000,000	-	400,070,273	70,273
	ユーロ	400,000,000	-	400,070,273	70,273
	合計	400,000,000	-	400,070,273	70,273

（注）1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(平成29年 3月21日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 9月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	64,843,981,645円
同期中における追加設定元本額	385,521,013円
同期中における一部解約元本額	6,244,083,588円
平成28年 9月20日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	47,485,147,607円
三井住友・グローバル・リート・オープン(3カ月決算型)	3,410,939,301円
グローバル3資産ファンド	6,564,101,088円
三井住友・グローバル・リート・オープン(1年決算型)	621,290,525円
グローバル不動産投信(隔月決算型)	673,304,144円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	63,951,815円
DCグローバル・リート・オープン	146,694,563円
グローバル・リート・ファンドV A <適格機関投資家限定>	19,990,027円
合計	58,985,419,070円

(平成29年 3月21日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	58,985,419,070円
同期中における追加設定元本額	679,829,070円
同期中における一部解約元本額	7,759,698,833円
平成29年 3月21日現在における元本の内訳	

（平成29年 3月21日現在）	
三井住友・グローバル・リート・オープン	41,441,847,536円
三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）	3,086,595,440円
グローバル3資産ファンド	6,017,617,381円
三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型）	542,742,865円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	607,869,161円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	63,082,717円
DCグローバル・リート・オープン	140,366,566円
グローバル・リート・ファンドVA<適格機関投資家限定>	5,427,641円
合計	51,905,549,307円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	産業ファンド投資法人	3,749	1,919,488,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人	3,128	944,656,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,213	1,181,742,000	
		ヒューリックリート投資法人	7,702	1,414,087,200	
		野村不動産マスターファンド投資法人	4,754	800,573,600	
		ラサールロジポート投資法人	10,187	1,066,578,900	
		森トラスト・ホテルリート投資法人	1,588	238,517,600	
		日本リテールファンド投資法人	9,816	2,232,158,400	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	2,530	437,690,000	
		インヴィンシブル投資法人	20,939	984,133,000	
		ケネディクス・オフィス投資法人	3,219	2,153,511,000	
		大和ハウスリート投資法人	3,564	1,014,670,800	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	17,946	1,387,225,800	
		日本円 小計		91,335	15,775,032,300
	米ドル	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	88,685	4,195,687.35	
		APARTMENT INVESTMENT & MANEGEMENT CO-A	190,939	8,418,500.51	
		BOSTON PROPERTIES INC	41,998	5,590,353.78	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	332,690	5,459,442.90	

	CAMDEN PROPERTY TRUST	174,332	14,147,041.80
	CORESITE REALTY CORPORATION	40,314	3,557,307.36
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	387,710	13,123,983.50
	CUBESMART	345,069	9,120,173.67
	DIGITAL REALTY TRUST INC	231,800	24,044,614.00
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	22,787	1,769,410.55
	HCP, INC.	293,655	8,859,571.35
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	313,672	9,683,054.64
	HOST HOTELS AND RESORTS INC	318,796	5,859,470.48
	INVITATION HOMES INC	303,497	6,537,325.38
	KIMCO REALTY CORPORATION	415,911	9,382,952.16
	LIBERTY PROPERTY TRUST	197,494	7,617,343.58
	LIFE STORAGE INC	104,474	8,862,529.42
	MACERICH COMPANY/THE	130,506	8,371,959.90
	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	133,566	13,511,536.56
	NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	178,935	12,681,123.45
	NEW YORK REIT INC	339,139	3,265,908.57
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	173,466	5,441,628.42
	PARK HOTELS AND RESORTS INC	97,338	2,574,590.10
	PROLOGIS INC	100,046	5,153,369.46
	PUBLIC STORAGE	158,600	35,469,304.00
	QUALITY CARE PROPERTIES	291,384	5,268,222.72
	REALTY INCOME CORPORATION	58,260	3,464,139.60
	SIMON PROPERTY GROUP INC	382,450	64,293,669.50
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	1,384,935	14,237,131.80
	VENTAS INC	132,842	8,040,926.26
	VORNADO REALTY TRUST	82,168	8,554,510.48
	WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	184,670	5,745,083.70
	WELLTOWER INC	540,443	36,631,226.54
	米ドル 小計	8,172,571	378,933,093.49 (42,592,079,708)
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE	37,381	1,344,968.38
	CAN APARTMENT PROP	230,731	7,464,147.85
	H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	300,213	6,802,826.58
	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	201,913	5,175,030.19
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT	151,071	4,887,146.85
	カナダドル 小計	921,309	25,674,119.85 (2,165,612,009)
ユーロ	EUROCOMMERCIAL	257,030	8,502,552.40
	ICADE	279,438	18,906,775.08

	KLEPIERRE	1,367,651	50,028,673.58
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,528,539	16,340,081.91
	NSI NV	1,542,404	5,848,795.96
	UNIBAIL-RODAMCO SE	263,921	57,719,522.70
	WERELDHAVE NV	226,521	9,351,919.48
	ユーロ 小計	5,465,504	166,698,321.11 (20,175,497,803)
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,400,385	14,648,027.10
	SEGRO PLC	3,843,035	17,816,310.26
	SEGRO PLC-NIL PAID RTS	512,734	521,706.84
	英ポンド 小計	5,756,154	32,986,044.20 (4,587,699,027)
オーストラリアドル	DEXUS PROPERTY GROUP	2,690,616	25,560,852.00
	GOODMAN GROUP	8,543,226	65,441,111.16
	INVESTA OFFICE FUND	5,073,706	23,795,681.14
	MIRVAC GROUP	25,962,113	56,337,785.21
	SCENTRE GROUP	12,081,834	50,622,884.46
	STOCKLAND	5,579,429	25,163,224.79
	WESTFIELD CORP	4,177,725	35,803,103.25
	オーストラリアドル 小計	64,108,649	282,724,642.01 (24,565,944,144)
香港ドル	LINK REIT	1,983,000	104,702,400.00
	香港ドル 小計	1,983,000	104,702,400.00 (1,515,043,728)
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,891,400	29,966,328.00
	CAPITALAND MALL TRUST	190,600	367,858.00
	シンガポールドル 小計	12,082,000	30,334,186.00 (2,441,295,289)
	合計		113,818,204,008 (98,043,171,708)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 33銘柄	36.7%	43.4%
カナダドル	投資証券 5銘柄	1.9%	2.2%
ユーロ	投資証券 7銘柄	17.4%	20.6%
英ポンド	投資証券 3銘柄	4.0%	4.7%
オーストラリアドル	投資証券 7銘柄	21.2%	25.1%
香港ドル	投資証券 1銘柄	1.3%	1.5%
シンガポールドル	投資証券 2銘柄	2.1%	2.5%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル3資産ファンド

平成29年 4月28日現在

資産総額	42,410,109,046円
負債総額	60,879,189円
純資産総額（ - ）	42,349,229,857円
発行済口数	64,490,951,761口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6567円
（1万口当たり純資産額）	（6,567円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成29年 4月28日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

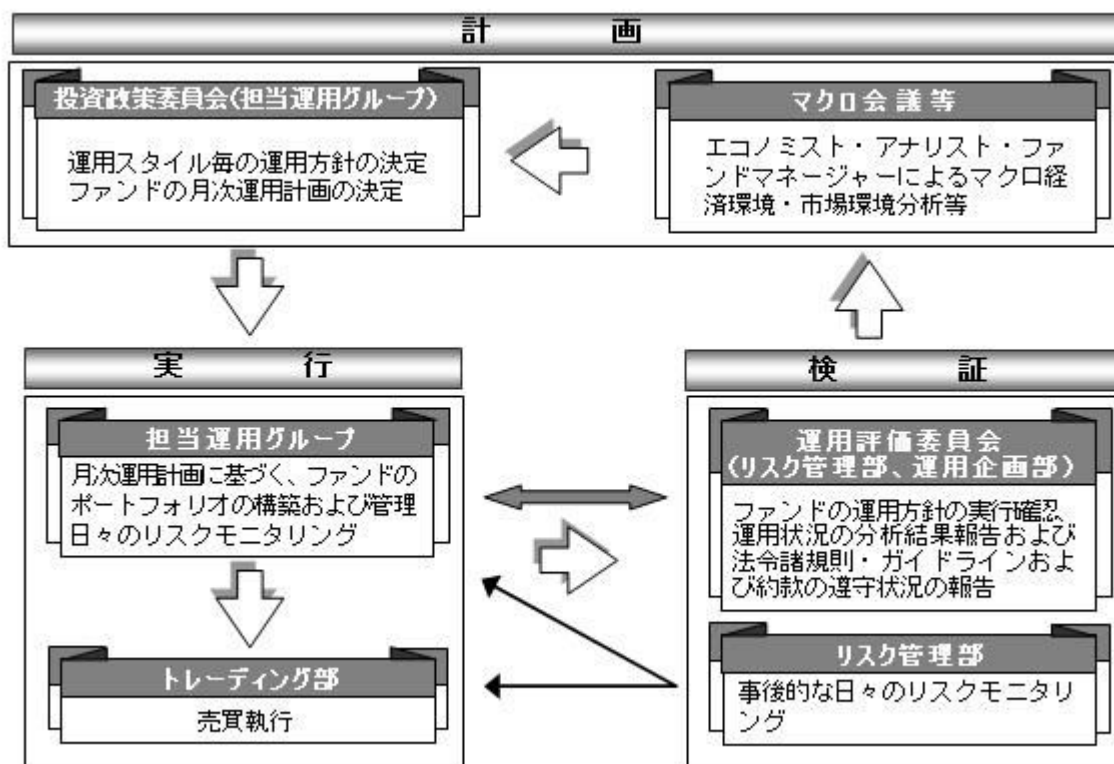
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成29年4月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成29年 4月28日現在）

		本 数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	70 (22)	191,026 (84,033)
	追加型	453 (193)	5,152,670 (2,810,575)
	計	523 (215)	5,343,697 (2,894,608)
公社債投資信託	単位型	96 (96)	401,710 (401,710)
	追加型	1 (0)	28,628 (0)
	計	97 (96)	430,338 (401,710)
合 計		620 (311)	5,774,035 (3,296,317)

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第31期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第32期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 25,021,336	10,857,507
顧客分別金信託	-	20,006

前払費用		291,119	324,934
未収入金		41,860	81,347
未収委託者報酬		4,897,032	5,418,116
未収運用受託報酬		1,000,744	1,635,461
未収投資助言報酬		455,390	382,911
未収収益		13,030	28,813
繰延税金資産		475,859	494,032
その他の流動資産		52,473	6,226
流動資産合計		32,248,847	19,249,357
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		120,234	154,246
器具備品		230,712	240,748
有形固定資産合計		350,947	394,995
無形固定資産			
ソフトウェア		497,668	449,034
ソフトウェア仮勘定		77,155	146,452
電話加入権		91	79
商標権		222	60
無形固定資産合計		575,137	595,627
投資その他の資産			
投資有価証券		7,151,933	13,115,106
関係会社株式		509,146	10,412,523
長期差入保証金		600,480	603,625
長期前払費用		36,031	32,533
会員権		17,299	17,299
繰延税金資産		665,425	750,481
投資その他の資産合計		8,980,317	24,931,569
固定資産合計		9,906,402	25,922,192
資産合計		42,155,249	45,171,549

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	-	0
その他の預り金	82,723	73,103
未払金		
未払収益分配金	711	154
未払償還金	143,201	141,808
未払手数料	2,338,432	2,479,778
その他未払金	1,075,587	58,453
未払費用	2,095,111	2,092,669
未払消費税等	478,421	317,444
未払法人税等	454,520	992,491
賞与引当金	906,623	982,654
その他の流動負債	808	-
流動負債合計	7,576,142	7,138,557
固定負債		
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212
賞与引当金	-	51,310

その他の固定負債	-	693
固定負債合計	2,633,080	3,080,216
負債合計	10,209,222	10,218,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	18,861,359	21,984,811
利益剰余金合計	20,682,564	23,806,015
株主資本計	31,311,548	34,434,999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	634,478	517,775
評価・換算差額等合計	634,478	517,775
純資産合計	31,946,027	34,952,774
負債・純資産合計	42,155,249	45,171,549

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益				
委託者報酬	30,094,858		32,339,255	
運用受託報酬	3,862,895		7,401,835	
投資助言報酬	2,106,161		1,909,892	
その他営業収益				
情報提供コンサルタント				
業務報酬	5,000		5,000	
投資法人運用受託報酬	27,345		8,546	
サービス支援手数料	18,274		74,038	
その他	52,255		55,319	
営業収益計	36,166,790		41,793,887	
営業費用				
支払手数料	15,123,724		16,006,652	
広告宣伝費	407,991		615,596	
公告費	4,737		4,507	
調査費				
調査費	1,319,743		1,624,477	
委託調査費	3,550,675		4,106,366	
営業雑経費				
通信費	38,911		43,662	
印刷費	294,002		399,236	

協会費		26,955	23,328
諸会費		18,577	22,650
情報機器関連費		2,403,857	2,557,200
販売促進費		28,281	31,271
その他		144,250	161,974
営業費用合計		23,361,707	25,596,925
一般管理費			
給料			
役員報酬		190,241	181,739
給料・手当		5,186,853	5,824,767
賞与		569,685	609,597
賞与引当金繰入額		906,623	1,033,964
交際費		22,609	26,912
寄付金		-	23
事務委託費		366,661	540,251
旅費交通費		226,254	277,212
租税公課		108,953	161,628
不動産賃借料		552,589	595,051
退職給付費用		387,799	701,070
固定資産減価償却費		287,833	334,024
諸経費		283,156	354,884
一般管理費合計		9,089,262	10,641,129
営業利益		3,715,820	5,555,832
営業外収益			
受取配当金		26,821	36,102
有価証券利息		1,187	-
受取利息	1	6,113	3,728
時効成立分配金・償還金		12	1,394
原稿・講演料		1,899	1,766
雑収入		7,324	19,472
営業外収益合計		43,357	62,465
営業外費用			
為替差損		14,361	51,385
営業外費用合計		14,361	51,385
経常利益		3,744,816	5,566,912
特別利益			
投資有価証券償還益		4,181	13,036
投資有価証券売却益		893,251	38,823
投資有価証券清算益		-	29,214
特別利益合計		897,432	81,075
特別損失			
固定資産除却損	2	1,076	5,300
投資有価証券償還損		-	2,313
投資有価証券売却損		1,091	8,184
その他の特別損失	3	973,862	-
特別損失合計		976,030	15,798
税引前当期純利益		3,666,218	5,632,188
法人税、住民税及び事業税		1,574,213	1,598,176
法人税等調整額		166,505	41,999
法人税等合計		1,740,718	1,556,177
当期純利益		1,925,499	4,076,011

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292
会計方針の変更による 累積的影響額							439,043	439,043	439,043
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,788,060	20,609,264	31,238,248
当期変動額									
剰余金の配当							1,852,200	1,852,200	1,852,200
当期純利益							1,925,499	1,925,499	1,925,499
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	73,299	73,299	73,299
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	657,238	657,238	32,334,530
会計方針の変更による 累積的影響額			439,043
会計方針の変更を反映した 当期首残高	657,238	657,238	31,895,486
当期変動額			
剰余金の配当			1,852,200
当期純利益			1,925,499
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	22,759	22,759	22,759
当期変動額合計	22,759	22,759	50,540
当期末残高	634,478	634,478	31,946,027

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548
当期変動額									
剰余金の配当							952,560	952,560	952,560

当期純利益							4,076,011	4,076,011	4,076,011
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,123,451	3,123,451	3,123,451
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当			952,560
当期純利益			4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	116,703	116,703	116,703
当期変動額合計	116,703	116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	258,412千円	281,421千円
器具備品	783,602千円	758,541千円

2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	18,853,119千円	4,716,352千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	355,376千円	296,815千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
受取利息	2,463千円	1,423千円

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
器具備品	1,076千円	5,300千円

3 その他の特別損失

その他の特別損失は、中国において同国国家税務総局が平成26年11月17日付で公布した財税[2014]79号通達に基づき、当社が委託者として運用する証券投資信託に関し、適格国外機関投資家として課される平成21年11月17日から平成26年11月16日までに行われた中国A株投資のキャピタル・ゲインに対して遡及的に徴される源泉所得税等について納付すべきと見込まれる金額を計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 6月26日 定時株主総会	普通株式	1,852,200	105,000	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成27年 6月30日開催の第30回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月 1日

当事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月30日 定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成28年 6月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年以内	572,402	579,592
1年超	1,340,637	756,470
合計	1,913,040	1,336,063

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	25,021,336	25,021,336	-
(2)顧客分別金信託	-	-	-
(3)未収委託者報酬	4,897,032	4,897,032	-
(4)未収運用受託報酬	1,000,744	1,000,744	-
(5)未収投資助言報酬	455,390	455,390	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	7,131,075	7,131,075	-
(7)長期差入保証金	600,480	600,480	-
資産計	39,106,059	39,106,059	-
(1)顧客からの預り金	-	-	-
(2)未払手数料	2,338,432	2,338,432	-
負債計	2,338,432	2,338,432	-

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	-
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	-
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	-
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	-
(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,114,808	13,114,808	-
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	-
資産計	32,032,437	32,032,437	-
(1)顧客からの預り金	0	0	-
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	-
負債計	2,479,778	2,479,778	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	298	298
投資証券	20,560	-
合計	20,858	298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	509,146	10,412,523
合計	509,146	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,021,336	-	-	-
顧客分別金信託	-	-	-	-
未収委託者報酬	4,897,032	-	-	-
未収運用受託報酬	1,000,744	-	-	-
未収投資助言報酬	455,390	-	-	-
長期差入保証金	4,148	596,332	-	-
合計	31,378,651	596,332	-	-

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	-	-	-
顧客分別金信託	20,006	-	-	-
未収委託者報酬	5,418,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,635,461	-	-	-
未収投資助言報酬	382,911	-	-	-
長期差入保証金	537,057	66,567	-	-
合計	18,851,060	66,567	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式509,146千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,826,531	4,894,554	931,977
小計	5,826,531	4,894,554	931,977
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,304,543	1,312,300	7,756
小計	1,304,543	1,312,300	7,756
合計	7,131,075	6,206,854	924,220

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 20,858千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	47,878
小計	5,262,221	5,310,100	47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,892,685	893,251	1,091

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
327,278	38,823	8,184

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,802,340	2,633,080
会計方針の変更による累積的影響額	682,168	-
会計方針の変更を反映した期首残高	2,484,508	2,633,080
勤務費用	217,881	225,881
利息費用	18,161	19,247
数理計算上の差異の発生額	276	285,510

退職給付の支払額	87,196	135,507
退職給付債務の期末残高	2,633,080	3,028,212

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,633,080	3,028,212
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
勤務費用	217,881	225,881
利息費用	18,161	19,247
数理計算上の差異の費用処理額	276	285,510
その他	152,031	170,430
確定給付制度に係る退職給付費用	387,799	701,070

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
割引率	0.731%	0.000%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度105,357千円、当事業年度125,210千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	299,729	303,247
調査費	77,863	74,734
未払金	321,602	44,028
未払事業税	49,504	67,598
その他	48,762	7,369
繰延税金資産小計	797,462	496,977
評価性引当額	321,602	2,945
繰延税金資産合計	475,859	494,032

固定の部

繰延税金資産		
退職給付引当金	849,431	927,238
特定外国子会社留保金額	211,024	205,413
ソフトウェア償却	62,560	35,707
賞与引当金	-	15,834
投資有価証券評価損	43,051	95
その他	6,291	5,971
繰延税金資産小計	1,172,360	1,190,261
評価性引当額	217,192	211,267
繰延税金資産合計	955,168	978,994
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	289,742	228,513
繰延税金負債合計	289,742	228,513
繰延税金資産の純額	1,141,285	1,244,513

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
評価性引当額の増減	9.6	5.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.5	0.0
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7	1.3
所得税額控除による税額控除	1.3	1.5
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.5	27.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は62,206千円減少し、法人税等調整額が74,445千円、その他有価証券評価差額金が12,239千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,094,858	3,862,895	2,106,161	102,874	36,166,790

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) 直接 40 %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,527,962	未払手数料	289,954

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソーラーエナジー投資合同会社	東京都港区	20,000	投資運用業	(所有) 直接100 %	投資事業有限責任組合の運営及び管理	出資の引受	20,000	-	-
関連会社	UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.	Singapore	6,000,000 (シンガポールドル)	投資運用業	(所有) 直接50 %	投信の販売委託 役員の兼任	増資の引受	136,110	-	-

(注) 1. ソーラーエナジー投資合同会社の出資の引受は、新規法人設立のため行ったものであります。

2. UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.の増資の引受については、当社とUOBアセットマネジメント社がそれぞれ1,500,000(シンガポールドル)出資しました。

3. その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,705,879	未払手数料	697,658

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) 直接 40 %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,740,552	未払手数料	471,118

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	子会社株式の取得	9,877,717	-	-
							委託販売手数料	5,483,224	未払手数料	912,899

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,810,999.27円	1,981,449.82円
1株当たり当期純利益金額	109,155.30円	231,066.40円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,925,499	4,076,011
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,925,499	4,076,011
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第32期中間会計期間 (平成28年 9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	8,667,657
顧客分別金信託	20,007

前払費用		306,916
未収委託者報酬		5,324,329
未収運用受託報酬		1,209,751
未収投資助言報酬		355,952
未収収益		22,873
繰延税金資産		493,517
その他		3,031
流動資産合計		16,404,036
固定資産		
有形固定資産	1	474,760
無形固定資産		615,866
投資その他の資産		
投資有価証券		13,931,717
関係会社株式		10,412,523
その他		1,631,772
投資その他の資産合計		25,976,013
固定資産合計		27,066,640
資産合計		43,470,677
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		98
その他の預り金		79,964
未払金		2,578,503
未払費用		1,682,389
未払法人税等		686,618
前受収益		414
賞与引当金		1,044,361
その他	2	125,455
流動負債合計		6,197,805
固定負債		
退職給付引当金		3,116,174
賞与引当金		30,000
その他		480
固定負債合計		3,146,654
負債合計		9,344,459
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		21,442,639
利益剰余金合計		23,263,844

株主資本合計	33,892,828
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	233,389
評価・換算差額等合計	233,389
純資産合計	34,126,217
負債純資産合計	43,470,677

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			15,185,419
運用受託報酬			2,663,858
投資助言報酬			869,344
その他の営業収益			63,406
営業収益計			18,782,028
営業費用			11,579,429
一般管理費	1		5,398,630
営業利益			1,803,967
営業外収益	2		116,871
営業外費用	3		3,173
経常利益			1,917,665
特別利益	4		179,785
特別損失	5		27,232
税引前中間純利益			2,070,218
法人税、住民税及び事業税			622,698
法人税等調整額			21,268
法人税等合計			601,429
中間純利益			1,468,788

(3)中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当中間期変動額									

剰余金の配当							2,010,960	2,010,960	2,010,960
中間純利益							1,468,788	1,468,788	1,468,788
株主資本以外の項目の当中間 期間変動額(純額)									
当中間期間変動額合計	-	-	-	-	-	-	542,171	542,171	542,171
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,442,639	23,263,844	33,892,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当中間期間変動額			
剰余金の配当			2,010,960
中間純利益			1,468,788
株主資本以外の項目の当中間 期間変動額(純額)	284,385	284,385	284,385
当中間期間変動額合計	284,385	284,385	826,557
当中間期末残高	233,389	233,389	34,126,217

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ729千円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第32期中間会計期間 (平成28年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,094,757千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	
	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
	当座借越極度額の総額 10,000,000千円
	借入実行残高 -
	差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額248,465千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
--	--

1. 減価償却実施額	
有形固定資産	73,172千円
無形固定資産	112,944千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	106,640千円
雑収入	9,734千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	3,173千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	179,784千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	10,871千円
事務所移転費用	8,962千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(リース取引関係)

第32期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	606,895千円
1年超	785,123千円
合計	1,392,018千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第32期中間会計期間(平成28年9月30日)

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
----	------------	----	----

(1)現金及び預金	8,667,657	8,667,657	-
(2)顧客分別金信託	20,007	20,007	-
(3)未収委託者報酬	5,324,329	5,324,329	-
(4)未収運用受託報酬	1,209,751	1,209,751	-
(5)未収投資助言報酬	355,952	355,952	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,931,419	13,931,419	-
(7)投資その他の資産			
長期差入保証金	662,172	662,172	-
資産計	30,171,290	30,171,290	-
(1)顧客からの預り金	98	98	-
(2)未払金			
未払手数料	2,393,062	2,393,062	-
負債計	2,393,160	2,393,160	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6)投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

- (7)投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1)顧客からの預り金、及び(2)未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第32期中間会計期間（平成28年9月30日）

1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,237,120	4,771,627	465,493
小計	5,237,120	4,771,627	465,493
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	8,694,298	8,823,400	129,101
小計	8,694,298	8,823,400	129,101
合計	13,931,419	13,595,027	336,392

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第32期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,185,419	2,663,858	869,344	63,406	18,782,028

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第32期中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	
1株当たり純資産額	1,934,592円84銭
1株当たり中間純利益	83,264円67銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。</p>	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	34,126,217千円
普通株式に係る純資産額	34,126,217千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,468,788千円
普通株式に係る中間純利益	1,468,788千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる

行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

平成28年6月27日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を2名増員し6名以内とする定款の変更が決議されました。

- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（平成28年9月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成28年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270百万円	

株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
日本アジア証券株式会社	4,400百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
ひろぎん証券株式会社	6,100百万円	
ふくおか証券株式会社	3,000百万円	
ほくほくTT証券株式会社	50百万円	
三木証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社愛媛銀行	19,114百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	
株式会社北日本銀行	7,761百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社きらやか銀行	22,700百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社大光銀行	10,000百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社東京都民銀行	55,620百万円	
株式会社長野銀行	13,016百万円	
株式会社南都銀行	29,249百万円	
株式会社北都銀行	12,500百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社山梨中央銀行	15,400百万円	
京都信用金庫	12,578百万円	信用金庫法に基づき、金融業を営んでいます。

資本金の額は、平成28年9月末現在。

京都信用金庫の資本金の額は、平成28年9月末現在の出資の総額を記載しております。

八 投資顧問会社（運用の委託先）

（イ）名称	（ロ）資本金の額	（ハ）事業の内容
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	225,450ユーロ	オランダ金融市場庁の監督下で、投資顧問業を営んでおります。

資本金の額は、平成28年12月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの主要投資対象の一つであるグローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成28年 9月30日	臨時報告書
平成28年12月15日	有価証券届出書
平成28年12月15日	有価証券報告書
平成29年 1月 4日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小澤 陽 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル3資産ファンドの平成28年9月21日から平成29年3月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル3資産ファンドの平成29年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。